

前橋市一般廃棄物処理基本計画



令和8年3月

前橋市

はじめに

近年、気候変動の深刻化、生物多様性の減少、海洋汚染の進行など環境に関する様々な問題が顕在化しています。

私たちが、これからも安心して暮らし続けるためには、自然の恵みを大切にしながら、資源を無駄なく使い、環境と調和した社会————いわゆる「循環型社会」をつくっていくことが大切です。

このような社会を実現するためには、市民の皆様、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら、同じ目標に向かって、力を合わせていくことが欠かせません。特に、ごみ処理やリサイクルといった取組は、私たちの暮らしにとっても身近なものであり、日々の行動が大きな力になります。

本市では、環境負荷の軽減に向けた取組を積み重ねてきており、一定の成果を上げてきました。これからも、より良い環境を未来につなげていくために、令和8年度から令和17年度までの指針として「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画では、5年後・10年後のごみの減量目標を定め、その実現に向けた具体的な取組を示しています。市民の皆様や事業者の皆様と一緒に、目標に向かって進んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご提言をいただいた前橋市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年3月

前橋市長

< 目 次 >

第1章 総論	1
第1節 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の基本事項	2
3 計画の位置づけ	3
第2章 ごみ処理編	4
第1節 ごみ処理の現状	4
1 ごみ処理の流れと体制	4
2 ごみ処理施設	5
3 ごみ総排出量の推移	6
4 家庭ごみの組成	7
第2節 前計画の総括	8
1 ごみ減量・資源化に関する取組結果	8
2 ごみの適正処理に関する取組結果	11
第3節 ごみ処理基本計画	12
1 基本理念と基本方針	12
2 ごみ減量・資源化の目標値	14
3 ごみ減量・資源化のための施策展開	15
4 ごみ減量・資源化施策	17
5 ごみの適正処理に関する計画	35
6 ごみ処理施設の整備に関する事項	41
7 その他ごみの処理に関し必要な事項	42
第3章 生活排水編	44
第1節 生活排水処理の現状	44
1 生活排水の排出と処理形態	44
2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移	45
第2節 生活排水処理基本計画	48
1 将来指標と施策	48
2 将来指標	48
3 施策	50
第4章 資料編	54
第1節 前橋市の地域特性	54
第2節 ごみ処理の現状（資料編）	58
第3節 ごみ減量・資源化の目標値（資料編）	62
第4節 ごみ発生量の将来推計（資料編）	64
第5節 プラスチック類の資源化（資料編）	69
第6節 紙類の資源化（資料編）	72
第7節 草木類の資源化（資料編）	73

第8節 食品ロス削減推進計画（資料編）	74
第9節 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練（資料編）	75
第10節 生活排水処理の現状（資料編）	76
第11節 し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の算出方法	77

第1章 総論

第1節 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

本市では、平成28年3月に現行の「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「恵み豊かな自然と共生するまちづくり」を掲げ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進とごみの適正処理に取り組んできました。この計画は、令和7年度をもって計画期間を終了します。

そのため、これまでの取組を継続・発展させるとともに、今後の社会的・環境的課題に対応するため、新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

社会的・環境的課題として、近年、地球温暖化や気候変動の影響が深刻化する中で、循環型社会の形成はこれまで以上に重要です。特に、ごみの発生抑制と資源の有効活用は、資源の消費抑制など環境負荷を低減するために不可欠な取組です。

ごみの適正処理に関しては、リチウムイオン電池による火災の頻発など、昨今のライフスタイルの変化に伴うごみの性状変化への対応も重要課題となります。また、災害の頻発化・激甚化に伴い、災害時においても迅速かつ柔軟に対応できる処理体制の構築も重要です。

これらの課題に対応するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に連携しながら取組を進めていくことが不可欠です。

国においても、循環型社会の形成とそれを通じた持続可能な社会の実現を目的として、「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）の策定を初め、「プラスチック資源循環促進法」（令和4年4月）や「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）の施行など、資源の有効活用や廃棄物の削減に向けた施策が進められてきました。

本計画では、本市の現状と国の指針に基づき、今後の方針と施策を定め、市民、事業者、行政が相互に連携しながら、より良い環境を未来につなぐ持続可能なまちづくりを目指していきます。

2 計画の基本事項

(1) 対象区域

計画の対象とする区域は、前橋市の区域です。

(2) 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、生活排水を含む一般廃棄物です。

(3) 計画の基本事項

計画の対象とする期間は、次のとおりです。

計画期間：令和8年度～令和17年度の10年間

計画目標年度：令和17年度（中間目標年度：令和12年度）

令和12年度を中間目標年度とし、廃棄物量の推移、施策の効果、社会情勢の変化等を踏まえ計画を見直すこととします。（図1-1）

また、本計画で設定した目標値や施策の進捗状況については、PDCAサイクルを行い、見直し計画に反映させます。（図1-2）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
前橋市 一般廃棄物処理 基本計画	計画策定年度	◎計画初年度				◎見直し年度					◎計画目標年度

図1-1 前橋市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

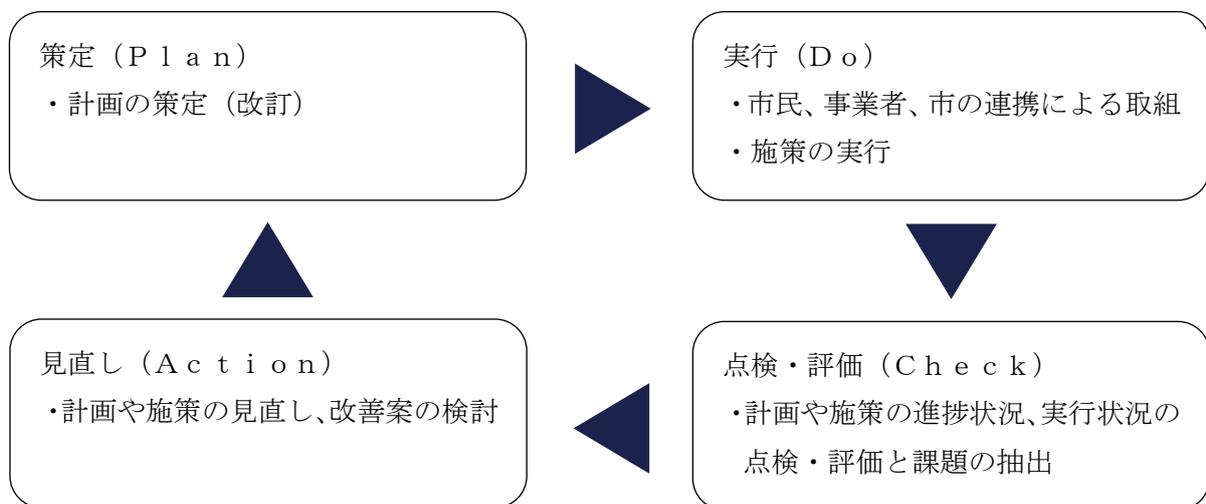


図1-2 前橋市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

3 計画の位置づけ

前橋市一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を定めるものです。

なお、本計画は「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に掲げられた、食品ロス削減推進計画に位置づけるものとします。

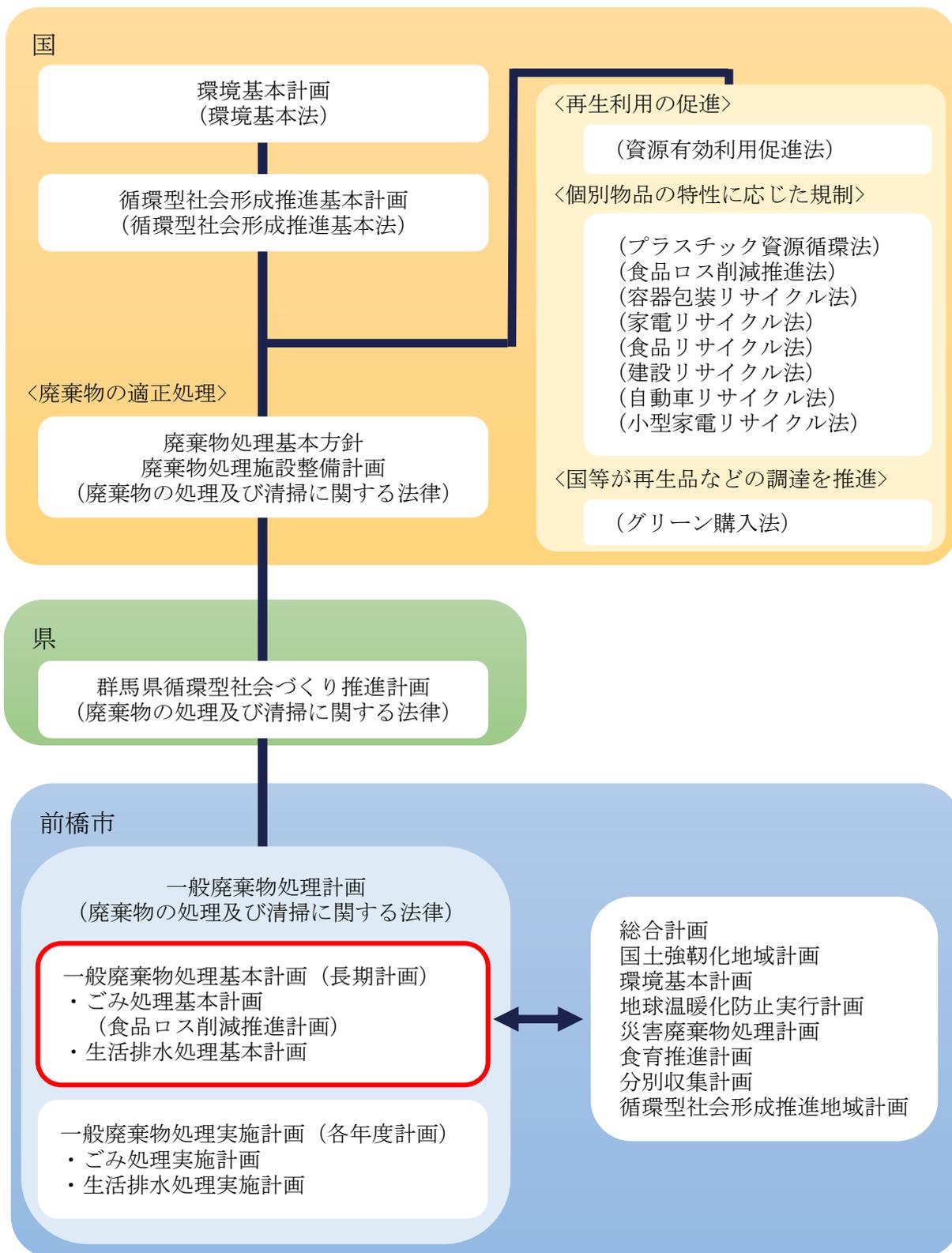


図 1-3 各種法体系の整理

第2章 ごみ処理編

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れと体制

家庭や事業所から排出（収集・搬入）される資源・ごみは、以下のとおり処理しています。

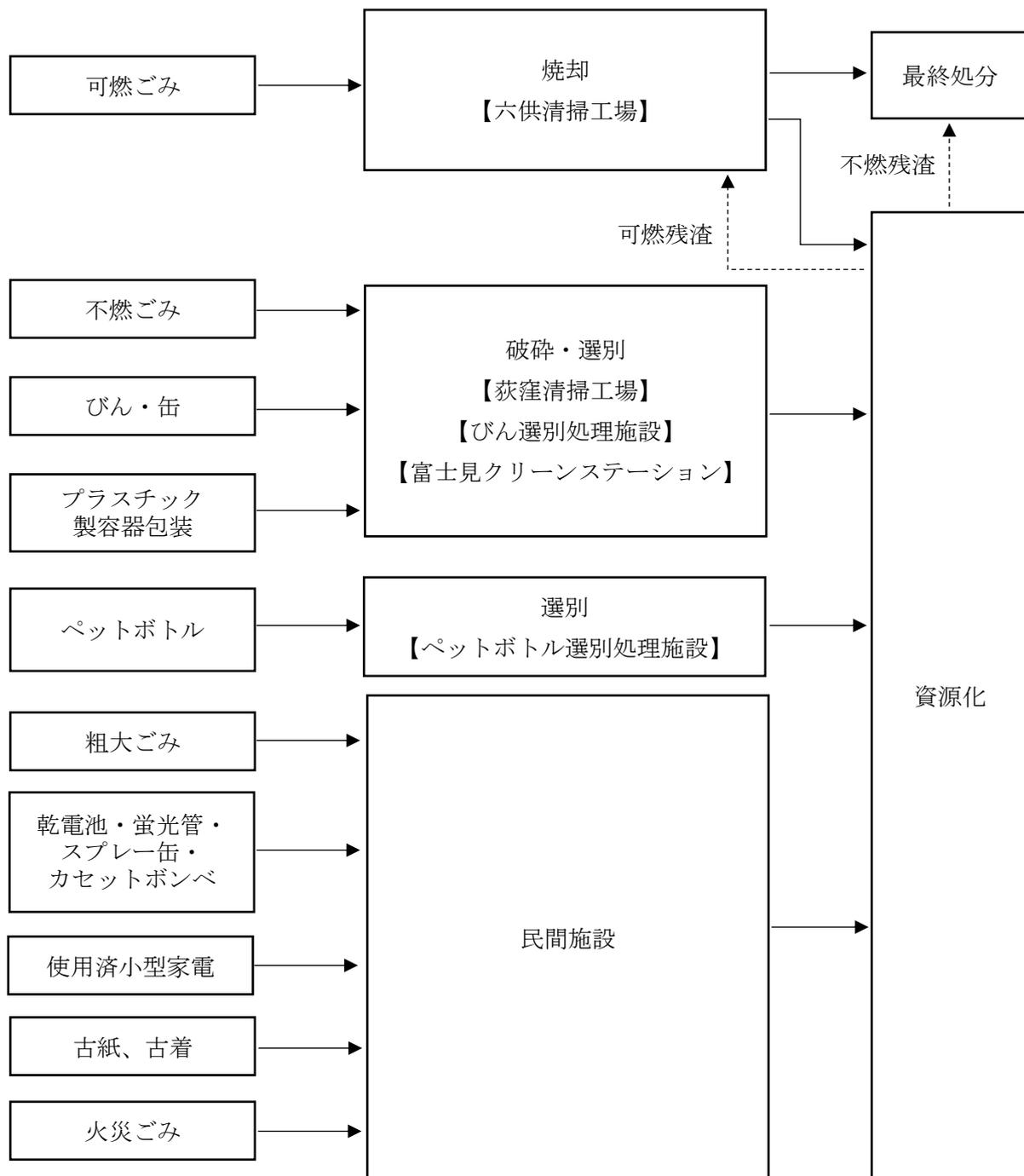


図2-1 ごみの排出区分と主な処理形態

2 ごみ処理施設

本市のごみ処理施設は、以下のとおりです。

六供清掃工場は、平成28年度から令和元年度までの4年間をかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施しました。

なお、六供清掃工場の延命化工事終了に合わせて、老朽化の進んでいた亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターを休止とし、令和2年度から六供清掃工場に一元化しました。

また、荻窪清掃工場は、平成26年度から平成30年度までの5年間をかけて、設備の延命化を目的として、基幹的設備改修工事を行いました。

表 2-1 ごみ処理施設の概要

施設名	稼働	ごみの種類	処理方法	処理能力
六供清掃工場	平成3年度	可燃ごみ	焼却	405 t / 日 発電：出力 2,400kw
荻窪清掃工場	平成4年度	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	破碎：83 t / 5 時間 プラ：16 t / 5 時間
富士見クリーンステーション	平成10年度		破碎・選別	18t/日（5時間）
びん選別処理施設 （荻窪清掃工場内）	平成8年度	ガラスびん	3色手選別	18t/日（5時間）
ペットボトル選別処理施設	平成12年度	ペットボトル	圧縮梱包	4t/日
前橋市最終処分場	平成15年度	焼却残渣	埋立	383,000m ³
富士見最終処分場	平成9年度	不燃残渣等		59,080m ³

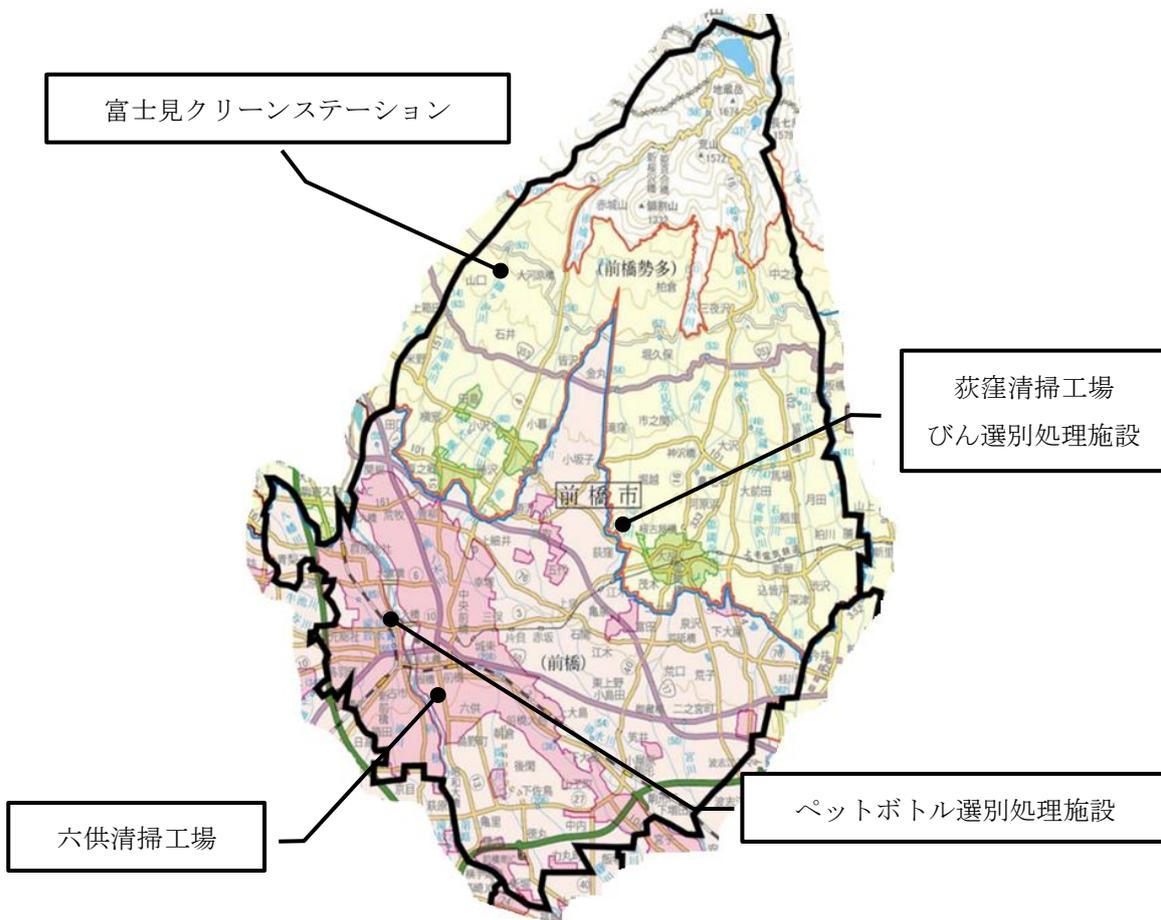


図 2-2 本市のごみ処理施設

3 ごみ総排出量の推移

平成30年度から令和6年度まで過去7年間の本市のごみ総排出量（家庭ごみ＋事業系ごみ（搬入ごみ）＋罹災）の推移は、表2-2のとおりです。

表2-2 ごみ総排出量の推移（t/年度）

区分	平成	令和					
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭系ごみ	88,420	88,606	89,937	87,594	85,955	81,180	79,940
ごみ（収集ごみ）	69,477	70,251	72,286	70,140	69,126	65,586	65,168
可燃ごみ	65,506	66,188	67,774	66,001	65,450	62,208	61,860
不燃ごみ	2,635	2,651	3,072	2,726	2,465	2,273	2,221
粗大ごみ	1,336	1,412	1,441	1,414	1,211	1,104	1,087
資源ごみ	18,943	18,355	17,651	17,453	16,829	15,594	14,772
プラ容器	1,912	1,933	2,065	2,029	1,991	1,892	1,814
ペットボトル	891	893	923	929	926	934	919
紙	11,427	10,948	10,151	9,934	9,588	8,692	8,059
衣類等	792	810	718	863	781	700	670
廃食用油	9	10	9	9	8	8	9
びん	2,904	2,779	2,852	2,684	2,585	2,460	2,410
缶	832	831	883	857	806	761	743
使用済小型家電	174	151	49	148	146	146	149
事業系ごみ（搬入ごみ）	24,201	24,357	23,122	24,113	24,908	24,896	25,173
可燃ごみ	22,769	22,712	20,976	22,110	22,864	22,900	23,179
不燃ごみ	193	208	208	159	164	157	156
粗大ごみ	1,239	1,436	1,939	1,843	1,880	1,840	1,838
罹災	29	37	18	7	4	4	0
合計（ごみ総排出量）	112,650	112,999	113,077	111,714	110,868	106,080	105,113
人口	337,543	336,284	335,157	333,843	331,972	329,926	329,281

※ 端数処理のため合計が一致しない場合があります。

4 家庭ごみの組成

家庭から出る可燃ごみの組成調査結果を以下に示します。

可燃ごみの組成は、生ごみが30.0%、紙類が25.0%、木・竹・わら類が17.0%含まれていました。

また、可燃ごみに混入していた資源化可能物は22.7%でした。

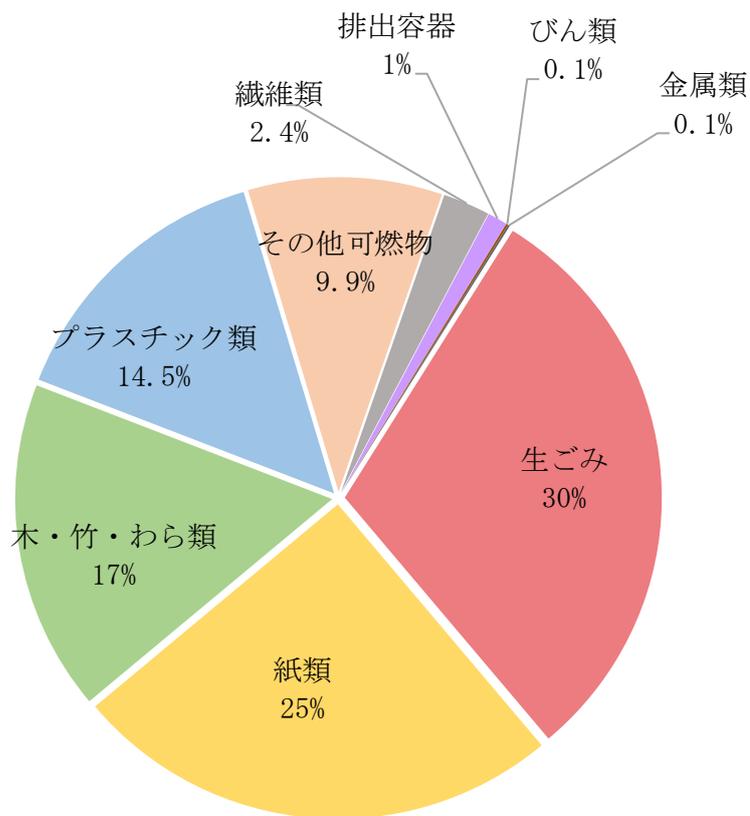


図2-3 可燃ごみの組成（令和5年度）

第2節 前計画の総括

1 ごみ減量・資源化に関する取組結果

(1) 取組内容

自治会や関係団体、企業等と連携し、市民への情報提供やイベント協力による啓発活動などを行い、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた市民意識の醸成や広報、指導等を推進しました。

表2-3 ごみ減量・資源化計画の取組

取組	内容
啓発	ネット型ジモティーとの連携によるリユース促進、職員作成の「食品ロス動画」配信、家庭ごみ減量をテーマにした市民参加による「自分ごと化会議」の開催
システム導入	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語対応・チャットボット導入
民間事業者との連携・取組	産業廃棄物をバイオマス素材としたレジ袋の製造や、マイボトル利用促進の取組、店頭回収による資源化の取組等について、市が連携して周知啓発
排出段階での取組	減量化器具購入費助成、有価物集団回収支援、広報まえばし・さんあ〜るによる啓発
事業系ごみ対策	「食べきり協力店」登録・紹介による食品ロス削減

(2) 目標達成状況

前計画では、国による第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げられた数値目標を参考に目標値を設定しました。令和6年度の実績と目標値を比較すると、達成することが難しい状況です。各指標の実績を図2-4～7に示します。

表2-4 目標の達成状況

指標	実績値	目標値	達成状況
	令和6年度	令和7年度 (目指すべき値)	
1人1日当たりのごみ総排出量	875 g/日・人	825 g/日・人	△50 g/日・人
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	542 g/日・人	492 g/日・人	△50 g/日・人
事業系ごみ(搬入ごみ)量	25,322 t/年	21,954 ^{※1} t/年	△3,368 t/年
最終処分量(浚渫土を除く。)	11,159 t/年	9,110 t/年	△1,354 t/年
再生利用率	16.5%	25%	△8.5%

※1 事業系ごみ(搬入ごみ)量については、中間見直し時に、令和7年度目標値を達成したため、より高い目標を設定したものの。

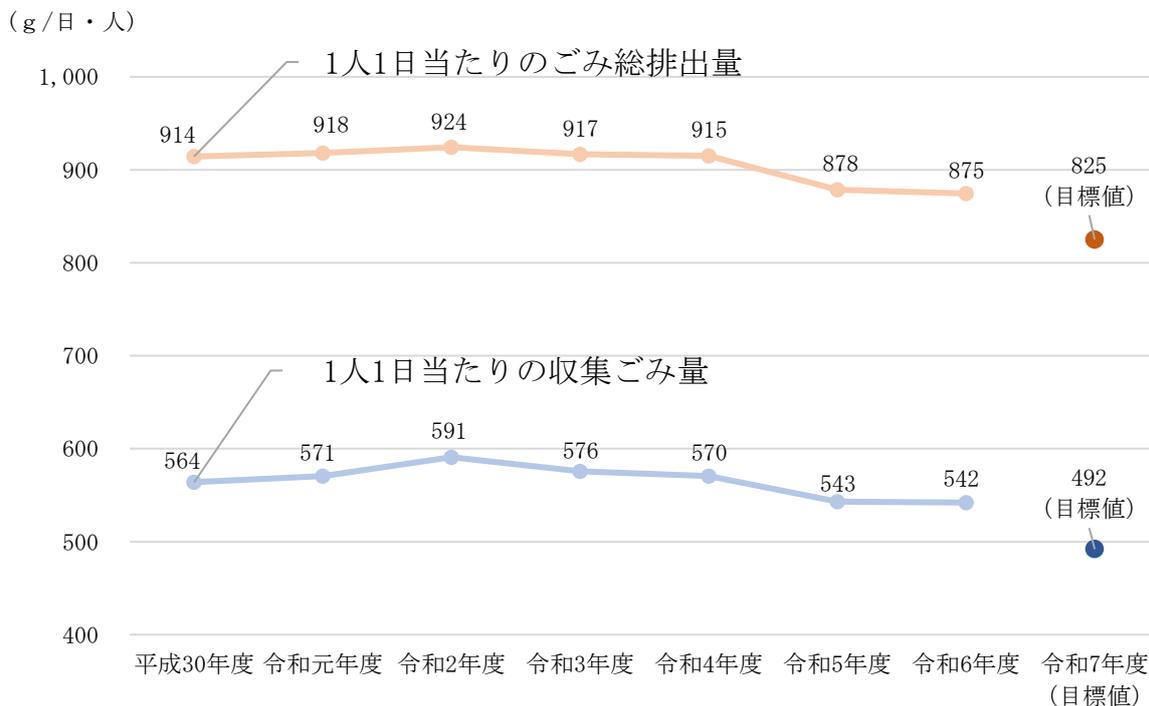


図2-4 1人1日当たりの収集ごみ量・総排出量の推移と目標値



図2-5 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移と目標値

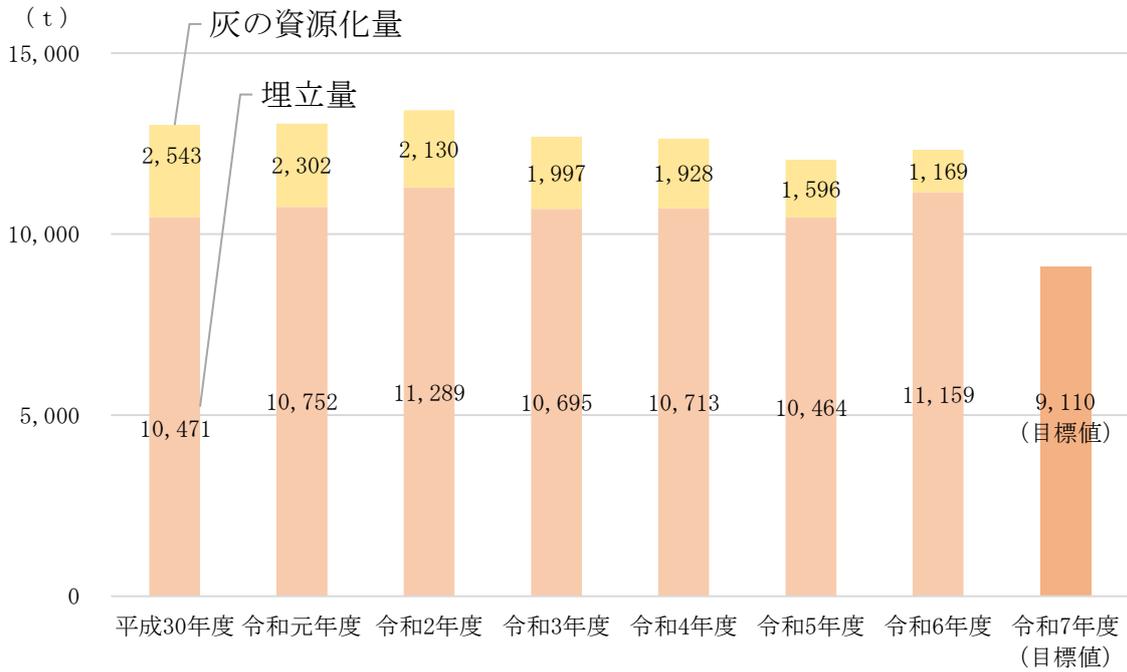


図2-6 最終処分場の埋立量の推移と目標値及び灰の資源化量

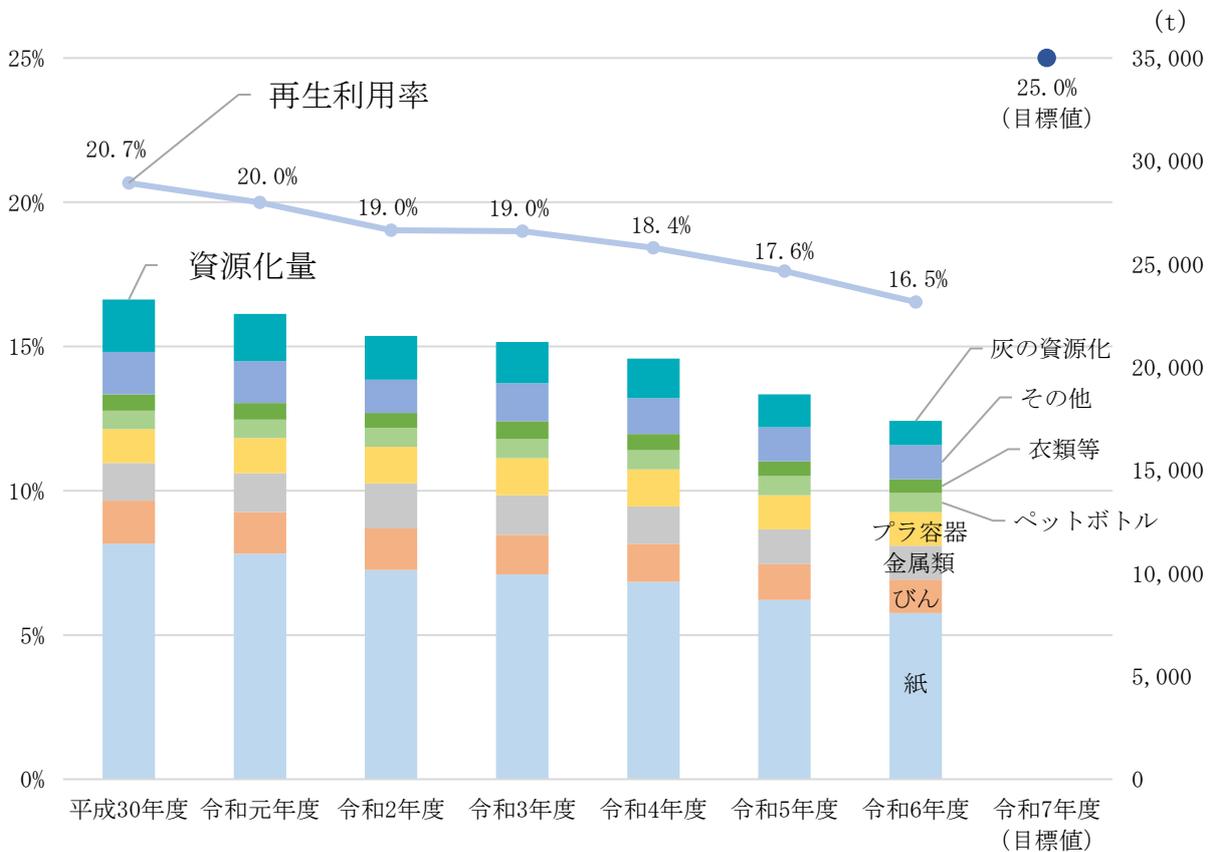


図2-7 再生利用率の推移と目標値及び資源化量

2 ごみの適正処理に関する取組結果

(1) 収集運搬・分別排出管理計画

市民の理解と協力を得ながら、分別の徹底と3Rの推進に向けた啓発を実施しました。

表2-5 収集運搬・分別排出管理計画の取組

取組	内容
啓発資料の整備	「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック」、「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」などの啓発資料の充実
地域連携	環境美化推進員や地域活動団体に対する説明会・出前講座を実施
集積場所の管理	ごみ飛散防止・カラス除けネットの自治会配布、自治会や協力団体、環境美化推進員との連携による集積場所の清潔保持や不適正排出の防止
危険ごみ対応	リチウムイオン電池等の分別区分変更・排出方法見直し及びリサイクル協力店への排出を推奨

(2) 中間処理・最終処分計画

ごみの焼却・破碎・選別などを各施設で適正に処理し、資源化と最終処分を計画的に実施しました。

表2-6 収集運搬・分別排出管理計画の取組

施設	内容
六供清掃工場 (焼却施設)	平成28年度～令和元年度まで延命化工事。令和2年度から亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターを休止し、六供清掃工場に一元化。余剰電力は売電を行うとともに、令和3年12月からは図書館などの市有施設で活用する「自己託送」事業を開始
荻窪清掃工場	平成26年～平成30年度まで基幹設備の改修を実施
前橋市最終処分場 富士見最終処分場	焼却灰の資源化などにより延命化を実施。次期最終処分場の建設候補地を選定し建設計画を推進

(3) 事業運営計画

ごみ処理事業の安定的な運営に向けた体制整備と情報管理を推進しました。

表2-7 事業運営計画の取組

取組	内容
適切な事業運営	安全衛生委員会の開催等、安全で快適な労働環境を推進
組織体制の確保	ごみ処理事業の円滑な推進のため審議会等を設置・運営
情報管理	ごみ・リサイクルに関する総合的な情報管理を行い、市民、事業者へ迅速な情報提供を実施
災害対応	前橋市災害廃棄物処理計画(令和3年3月)を策定し、適切な初動対応に向けた各種訓練を実施

第3節 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

ごみが増えると、その処理にかかる費用やエネルギーが膨らみ、環境への負担も大きくなります。焼却によるCO₂排出は地球温暖化を進め、資源の無駄遣いにもつながります。限りある資源を大切にし、私たちがこれからも安心して暮らし続けるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら、循環型社会の形成に取り組むとともに、一人一人の「ごみを減らす行動」が必要です。

より良い環境を未来につなげていくという考えのもと、以下の基本理念を設定します。

ごみを見直し、 資源を活かし、 未来へつなぐまち・まえばし

私たちは、限りある資源を大切にし、日々の暮らしの中でごみを減らす行動を通じて、持続可能な循環型社会の実現を目指します。市民・事業者・行政が一体となり、環境にやさしいライフスタイルを育み、次世代へ豊かな自然と安心な暮らしを引き継ぎます。

基本理念の実現に向けて、基本方針、目標値、施策を定め計画を推進します。
(図2-8)



図2-8 計画の枠組み

(2) 基本方針

計画には、次の2項目を基本方針に据え、市民・事業者・行政が相互に連携しながら事業を推進します。

基本方針1 3Rの更なる促進

＜ごみを発生させない Reduce、Reuse＞

リデュース：発生抑制

リユース：再使用

＜ごみをリサイクルする Recycle＞

リサイクル：再生利用

(記載頁)

- ・ごみ減量・資源化の目標値 (14 P)
- ・ごみ減量・資源化の施策展開 (15 P～17 P)
- ・ごみ減量・資源化施策 (18 P～34 P)

基本方針2 適正かつ効果的な処理の推進

＜ごみを適正に処理する＞

ごみの収集、処理、処分の各段階においても、資源・エネルギーの活用に取り組み、環境負荷を低減する適正なごみ処理を推進します。

昨今、課題となっているリチウムイオン電池による火災など、ライフスタイルの変化に伴うごみの性状変化に対応し、適切な処理を行います。

＜災害廃棄物対策＞

災害時にも、適正・円滑に廃棄物処理を行うため、体制整備と、関係団体との連携強化を図ります。

(記載頁)

- ・ごみの適正処理に関する計画 (35 P～40 P)
- ・ごみ処理施設の整備に関する事項 (41 P)
- ・その他ごみの処理に関し必要な事項 (42 P～43 P)

2 ごみ減量・資源化の目標値

(1) 数値目標

基本方針の達成度を測るための目標値（ごみ焼却量（以下「燃やすごみ量」という。))を、国や県の計画を参考に、以下のとおり設定します。

なお、この目標値は、焼却施設を整備する際に、国の支援が受けられる整備規模上限となっています。（詳細は資料編 6 2 Pに記載）

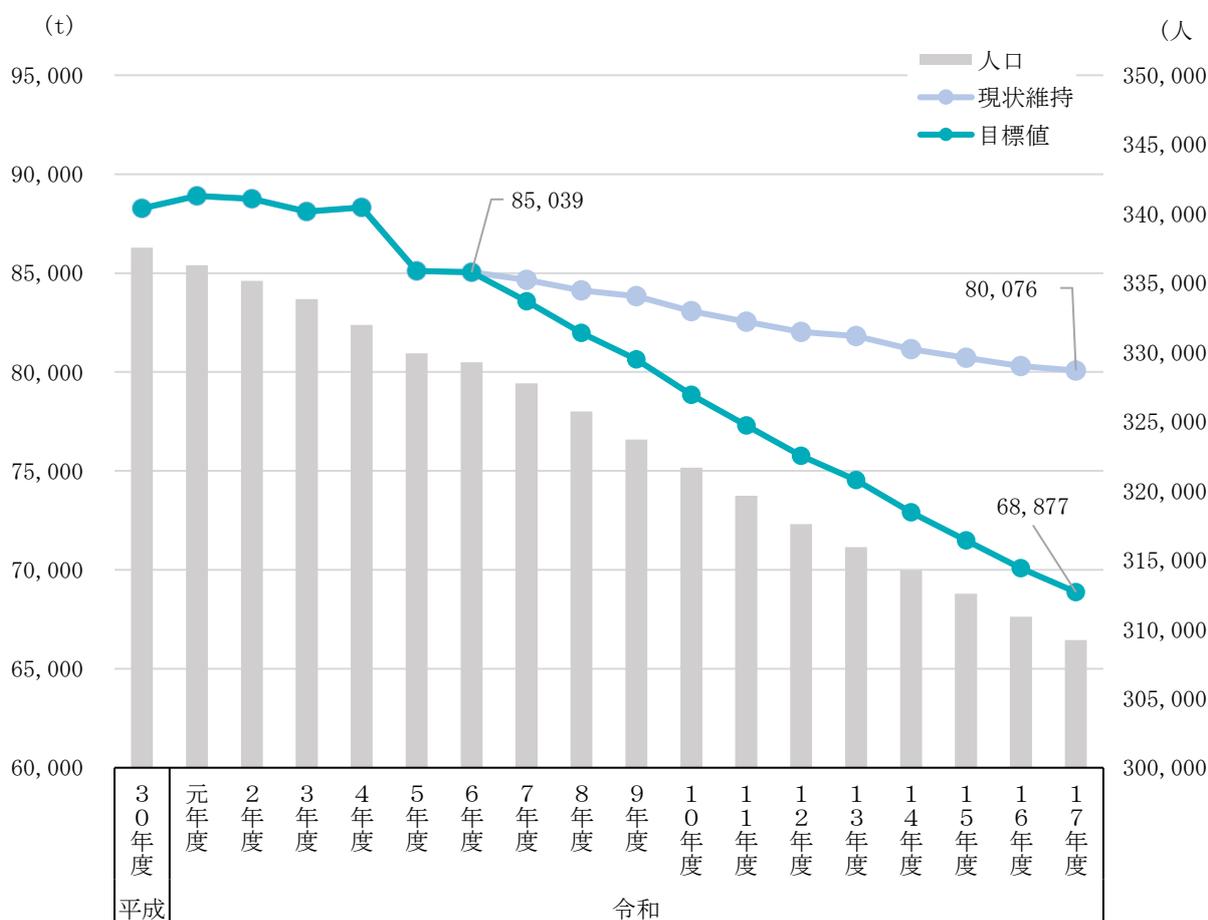
表 2-8 目標年度における目標値

(/日・人)

指標	実績値	目標値
	令和 6 年度	令和 17 年度 (令和 6 年度比)
1 人 1 日 当 たり 燃 や す ご み 量	約 708 g	609 g (-99 g)

(2) 燃やすごみ量の将来推計

目標値を達成した場合と現状のまま推移した場合の燃やすごみ量の将来推計を、以下に示します。（詳細は資料編 6 4 Pに記載）



※人口は「第 3 期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」のシミュレーション 5 を採用

図 2-9 燃やすごみ量の将来推計

3 ごみ減量・資源化のための施策展開

(1) 市民・事業者・行政の役割

ア 市民の役割

環境への負荷が少なく持続可能な循環型社会・低炭素社会の実現には、市民一人一人の取組やライフスタイルが直結しています。

例えば、生ごみの水切りを初め、マイバッグの利用（レジ袋の削減）、分別排出のルールへの遵守など、身近にできることから実践していくことが大切です。そして、こういった取組が波及的に広がっていくことにより、大きな効果につながっていきます。

市民の皆さんが、ごみの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出しているごみについて適切に理解・把握する必要があります。

その上で、日々の生活の中でごみを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが必要です。（自分ごと化）

イ 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者としてその処理に責任があることを自覚し、自らの事業活動を見直しながら、不用物であっても、なるべくごみとして廃棄するのではなく、再使用・再生利用に努めていくことが大切です。

また、自らの事業活動を通じたごみの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、持続可能な生産・製造・販売活動を行うことが望まれます。（製造者責任）

そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型社会の形成のために行われる事業に、積極的に参加・協力することが求められています。

ウ 行政の役割

市は、市民や事業者によるごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用に向けた行動が円滑に行われるよう、市民や事業者と連携しながら、循環型社会を形成するための仕組みづくりに向けて積極的に取り組みます。

また、ごみの状況と、その影響や削減の必要性について分かりやすく情報発信する（タイムリーに見える化する）ことで、市民意識の醸成を図ることが重要です。（透明化）

(2) 削減方針

1人1日当たり燃やすごみ量の目標値（令和6年度比－99g）の達成に向けて、可燃ごみの区分毎に減量・資源化目標量を設定します。（表2-9）

家庭系可燃ごみについては、プラスチック類、紙類、草木類、生ごみの減量・資源化に積極的に取り組むことで、燃やすごみ量の削減を推進します。

事業系可燃ごみについては、事業者へ積極的に働きかけをすることで、燃やすごみ量の削減を推進します。

なお、目標年次における1人1日当たりごみ排出量を表2-10に示します。

表2-9 可燃ごみの減量・資源化目標量

(g/日・人)

可燃ごみ 区分		令和6年度※1		令和17年度
		1人1日当たりごみ排出量		減量・資源化 目標量
			うち減量・ 資源化可能量	
家庭系ごみ	プラスチック類	70	50	-25
	紙類	129	50	-30
	草木類	88	88	-5
	生ごみ	154	70	-20
	その他	74	17	
事業系可燃ごみ		193	—※2	-19
合計		708	275	-99

※1 令和6年度可燃ごみ量の実績に、各区分の割合（令和5年度組成調査結果）を乗じて推定

※2 事業系可燃ごみの減量・資源化可能量については調査ができず、算出不可

表2-10 目標年次における1人1日当たりごみ排出量

(g/日・人)

区分		令和6年度 実績	令和17年度 目標年次値	増減
家庭系ごみ	可燃ごみ	515	435	-80
	不燃ごみ	19	19	0
	粗大ごみ	9	9	0
	資源ごみ	123	138	15
事業系ごみ	可燃ごみ	193	174	-19
	不燃ごみ	1	1	0
	粗大ごみ	15	13	-2
合計		875	789	-86

(3) ごみ減量・資源化のための施策展開

ごみ減量・資源化のための施策体系は、以下のとおりです。

表 2-1 1 施策の体系

取組方針	施策	リデュース	リユース	リサイクル
重点 1	プラスチック類の資源化			*
重点 2	紙類の資源化			*
重点 3	草木類の資源化			*
重点 4 家庭系ごみの減量・資源化				
取組 1	啓発によるごみ減量・資源化の推進	*	*	*
取組 2	市民・自治会等と連携した ごみ減量・資源化の取組	*	*	*
取組 3	民間事業者と連携した ごみ減量・資源化の取組	*	*	*
取組 4	リユース意識の醸成とリユースの推進		*	
取組 5	分別ルールの周知徹底			*
重点 5	事業系ごみの減量・資源化	*		*
	食品ロス（食品ロス削減推進計画）	*		

4 ごみ減量・資源化施策

ごみの減量・資源化に向けた重点施策及び取組については、次頁から記載します。

重点1 プラスチック類の資源化

(1) プラ容器のリサイクルの仕組み

プラ容器はリサイクルされており、リサイクル費用は製造、販売事業者が負担しています。市民が分別し、前橋市が回収、リサイクル事業者へ引き渡しを行っています。

プラスチックの主な原料は、化石燃料であることから、リサイクルすることでCO₂の削減(環境負荷削減効果 約2.6kg-CO₂/kg^{※1})につながります。



(2) 現状と目標

リサイクル可能なプラ容器が可燃ごみ中に9.7% (年間約6,000t)^{※2}混入しています。このうちの半分に当たる1人1日当たり25g (年間約3,000t)を令和17年度までに資源化することを目指します。(可燃ごみへの混入状況の詳細は資料編69Pに記載)

(3) 施策

モデル事業の展開

プラ容器の分別意識の向上と回収量の増加を図ることを目的に、令和6年度にモデル事業を実施しました。各家庭に分別専用ごみ袋を配布してプラ容器の分別を呼びかけた結果、地域の回収量が増加し、「自発的な行動変容」、「分別意識の向上」、「分別の習慣化」を促すことに繋がったと考えられます。(モデル事業の詳細は資料編70Pに記載)

今回のモデル事業を他地域にも展開することを検討し、効果や課題等の検証を行うことで、分別の徹底とプラスチックごみの減量・資源化を進めます。

(4) その他

現在、プラスチックの「容器包装」は法律に基づいて分別収集していますが、その他のプラスチックは可燃ごみとして焼却しています。

国は、市民に分かりやすい分別ルールに改善し、リサイクル率の向上を図る必要があるとして、プラスチックごみを資源として一括回収するための体制・制度の整備を進めています。

本市も、国の動向を踏まえながら、プラスチック資源を一括で回収することを検討していきます。

※1 容器包装リサイクル協会HP 令和5年度実績から

※2 令和5年度組成調査結果から令和6年度の混入量を推定

重点2 紙類の資源化

(1) 紙類のリサイクルの仕組み

紙類はリサイクルされており、種類ごとに段ボールや絵本などになっています。紙類をリサイクルすることは、資源の有効利用になり、新たに投入される木材（パルプ用材）の量を抑制することで、森林資源の持続可能な利用に貢献します。また、この取組は市の歳入（約1,700万円（令和6年度実績））にもなっています。

(2) 現状と目標

リサイクル可能な紙類は、可燃ごみ中に9.8%（年間約6,063t）^{*1}混入しています。このうちの6割に当たる1人1日当たり30g（年間約3,638t）を令和17年度までに資源化することを目指します。（可燃ごみへの混入状況の詳細は資料編72Pに記載）

(3) 施策

ア モデル事業の実施

前述したプラスチック類のモデル事業と同様に、紙類を対象としたモデル事業の実施を検討します。効果や課題等の検証を行いながら、市内各所へ展開することで、「自発的な行動変容」、「分別意識の向上」、「分別の習慣化」を促し、可燃ごみに混入している雑古紙などの紙類の資源化を促進します。

イ モデル事業の概要（案）

モデル事業の概要は次のとおりであり、地区ごとの分別状況を考慮して事業実施地区の選定を検討していきます。

- ①「雑古紙の分別専用紙袋」を製作、事業実施地区への全戸配布
- ②「分別方法等を記載したチラシ」を製作、事業実施地区への全戸配布
- ③集積場所に分別啓発用看板を貼付するなどにより、市民への周知強化を図る。



※雑古紙の分別専用紙袋（イメージ）



※分別方法等を記載したチラシ（イメージ）

※1 令和5年度組成調査結果から令和6年度の混入量を推定

重点3 草木類の資源化

(1) 草木類の資源化の取組

庭木などから出る枝や葉は、チップ化して発電燃料として利用することや、堆肥化して土壌改良などに利用することが可能です。

焼却するのではなく、資源としての有効活用を図ることで、環境負荷を低減し、循環型社会の形成に貢献します。

(2) 現状と目標

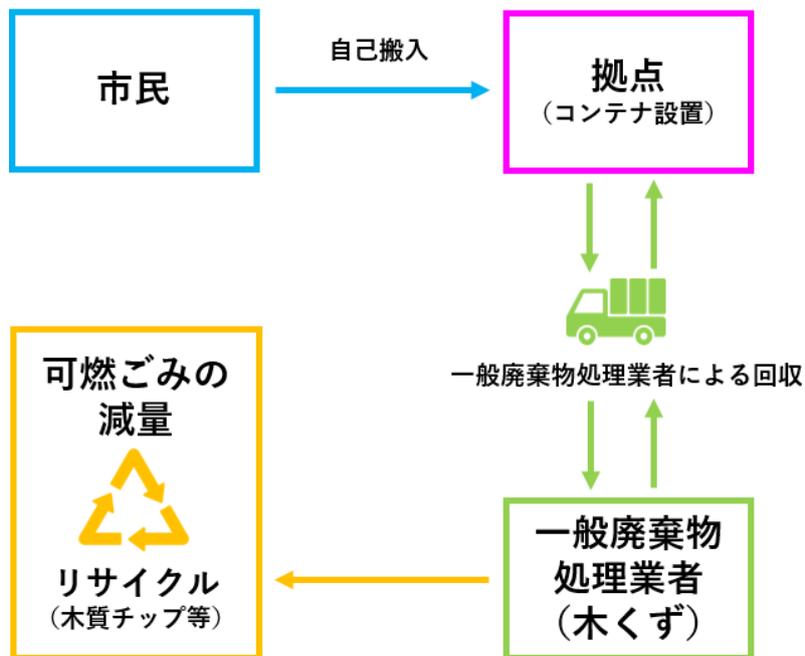
草木類は、現時点で分別収集による資源化を行っていません。

家庭から排出される草木類は、可燃ごみとして焼却処理しており、基準（長さ50cm、直径4cm以下）を超える枝木については、市の清掃工場で焼却できないため民間事業者を紹介しています。

草木類は、燃やすごみ量の削減及び環境負荷の低減を行うことを目標として、令和17年度までに1人1日当たり5g（年間約600t）を資源化することを目指します。（可燃ごみへの混入状況の詳細は資料編73Pに記載）

(3) 施策

家庭から排出される草木類を資源化する体制を整えるとともに、基準を超える枝木についても排出できる仕組みを検討していきます。



草木類拠点回収スキーム（案）

重点4

家庭系ごみの減量・資源化

取組1 啓発によるごみ減量・資源化の推進

令和3年度から5年間の「G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」によりごみ減量・資源化を呼びかけてきましたが、本計画では10年間で1人1日当たりの燃やすごみ量を99g減らすことを目標に設定したことから

「Maebashi 3Gs ～前橋が目指す、99gのごみ減量～」

GOAL1 プラ容器は分別して、
プラ容器の日又はスーパー等の店頭回収に出そう

GOAL2 紙類は分別して、
紙・衣類の日又はリサイクル庫に出そう

GOAL3 草木類はサービスセンター等の拠点回収に出そう

3つの目標
(3GOALS)

というスローガンを用いて、動画や音楽を活用した啓発素材を作製し、市民への広報・啓発を行います。

また、出前講座や環境美化推進員説明会などの様々な機会を通じ、積極的な啓発に努め、ごみ減量・資源化を推進します。

■啓発内容

- ・プラスチック製容器包装の分別、資源化
- ・紙類の分別、資源化
- ・草木類の資源化
- ・生ごみの水切りや堆肥化
- ・リユースの促進

■啓発方法（媒体）

- ・スーパーマーケットでの放送
- ・テレビCM
- ・ラジオ放送
- ・インターネット広告
- ・前橋環境家族
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
- ・「コドモン」「すぐーる」
- ・広報まえばし
- ・市ホームページ
- ・前橋市公式LINE
- ・出前講座、環境講座
- ・環境美化推進員説明会

（啓発素材イメージ）



取組 2 市民・自治会等と連携したごみ減量・資源化の取組（の推進）

■環境美化推進員や地域活動団体、自治会との連携

地域における「ごみ減量・分別啓発」の担い手として、自治会ごとに環境美化推進員を委嘱することで、地域と連携した啓発を展開していきます。

また、環境美化推進員や地域活動団体への説明会を実施するとともに、地域の実情に合わせた啓発チラシや看板等、自治会や協力団体が啓発のために利用する素材を柔軟に提供します。

■有価物集団回収の積極的な支援

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、市民意識の向上に資するため、自治会や子ども会等の住民団体（約300団体）が自主的に取り組む有価物集団回収を奨励し、支援します。

■生ごみの水切り、堆肥化支援

生ごみの水切りを奨励し、生ごみの発生抑制・減量化（ひとしぼりで生ごみの重量を約10%削減）を進めます。

生ごみ処理容器と電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成や段ボールコンポスト向けの土壌改良材の配布を継続し、生ごみの減量・堆肥化の促進に向けた支援策を講じます。

■出前講座・施設見学等の実施

自治会、PTA、学校、生涯学習グループ等を対象としたごみの減量・資源化に関する出前講座、説明会、清掃施設見学会等を開催し、ごみ減量意識の醸成を図ります。

■ラジラス環境講座の実施（概要は33Pに記載）

■市民意見の反映

市民がごみや資源循環の課題を「自分ごと」として捉え、日常生活における課題やアイデアを共有する場としての「自分ごと化会議」の開催や、前橋市廃棄物減量等推進審議会の開催、地域ごとのタウンミーティングの実施等、市民との対話の場を継続的に設け、市民からの率直な意見や提案を反映し、市民と行政の協働による「ごみの減量」を推進します。

■地域住民による資源循環の取組の推進

市民が家庭で発生する雑草や落ち葉、剪定枝などの草木類を畑（休耕地）に持ち寄り、発酵・堆肥化させつつ資源化する取組が行われています。

こうした資源化の取組が普及することを目的に、草木類の堆肥化がごみ減量や温室効果ガス削減に寄与すること広く周知し、協力の輪を広げていきます。



取組3 民間事業者と連携したごみ減量・資源化の取組（の推進）

市民及び事業者のごみ減量化意識の醸成を図り、同様の取組が他の事業者へ広がることを目的に、以下のような民間事業者によるごみ減量の取組を積極的に周知・啓発します。

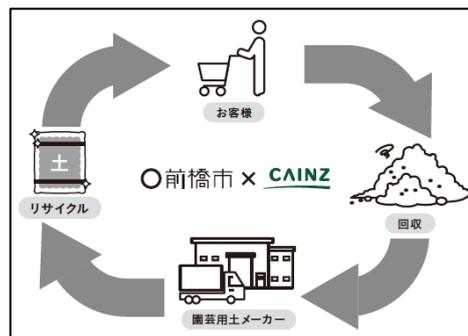
■(株)ジモティーによるリユースの取組（概要は26ページに記載）

■水平リサイクルの取組

- ・(株)セブン-イレブン・ジャパンは、令和6年6月から前橋市内79店舗にペットボトル回収機を設置し、ペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする取組を行っています。（令和6年度回収実績：約160万本）



- ・(株)カインズは、園芸用土を店頭回収し、リサイクルする取組を行っています。回収した園芸用土は焼成・殺菌され、新たな園芸用土の原料の一部として、「循環型園芸用土」を生産し再度、店頭販売されます。



■マイボトル利用促進及びプラスチックごみ削減に向けた取組

市内コーヒーショップ等によるマイボトル持参時の料金割引の取組が行われています。

また、令和7年5月にウォータースタンド(株)と連携協定を締結し、市内公共施設にマイボトル対応型の給水機を設置しています。

店舗・事業者名	内 容
①無印良品	マイボトル利用で割引
②カインズ（カフェブリッコ）	
③珈琲間屋	
④タリーズコーヒー	
⑤ブルーボトルコーヒー	
⑥ロブソンコーヒー	



■生ごみの減量・堆肥化の取組

令和4年7月に国土緑化㈱と連携協定を締結し、定期的に無償提供される母材を市役所窓口にて配布し、生ごみ減量及び堆肥化に向け、段ボールコンポストの利用促進を図る取組を行っています。



■市内企業による資源循環の取組

相模屋食料㈱が、豆腐の製造過程で発生する「おから」を原料に開発したプラスチック原料の「TOFURESIN」を配合し、井上ビニール㈱と共同で市指定ごみ袋（20ℓ）を作製、本市と包括連携協定を締結している㈱ベイシア、㈱カインズの一部店舗において、レジ袋として販売されています。

これまでごみとして捨てられてしまっていたレジ袋を市指定ごみ袋として使用することで、プラスチックごみの削減を図るとともに、市と民間事業者が連携して行う実証事業として、地域内での資源循環の取組にもつなげていきます。

マイバックをお忘れの際に！
おから入りレジ袋発売中

前橋市内で
ごみ袋にも
使えるレジ袋

7円 (20ℓ)

相模屋 井上ビニール株式会社 INOUE VINYL Beisia CAINZ SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 前橋市 MAEBASHI CITY

■小型家電、家電4品目回収の取組

リネットジャパンリサイクル㈱は、平成30年4月に本市と協定を締結し、宅配便を利用した小型家電回収を行っています。

また、新たに令和7年9月からは、家電4品目の回収を開始し、家電のリサイクル促進を図る取組を行っています。

ReNet.jp recycle

かんたん！便利！！

宅配便リサイクル

レンジ・掃除機・プリンター
空気清浄機・パソコンなど

ご自宅まで宅配便で回収

箱に入れるだけ

最短翌日回収

年中無休

■資源の店頭回収の取組

前橋市内のスーパーなどの店頭で食品トレーなどの容器やペットボトル、不用になった衣料品、廃食用油などの資源を回収し、リサイクルする取組が行われています。

市民が買い物ついでに排出することができる環境が整えられることで、リサイクル意識の向上、地域全体での資源循環の仕組みづくりを進める取組となっています。

リサイクル資源店頭回収実施店舗を紹介するなど、今後も資源回収の品目や機会の充実を図ります。

(リサイクル資源回収店舗一覧)

地区	店舗名	所在地
本庁管内	フレッセイ 朝日町店	朝日町3-21-10
	J A ファーマーズ 朝日店	朝日町1-27-7
	コープ 昭和店	昭和町3-30-9
	ヤオコー 前橋六供店	六供町663-1
	ジョイフーズ 前橋南店	南町1-20
	ヤオコー 前橋日吉店	日吉町3-36-6
	フレッセイ クラシード若宮	若宮町1-5-1
	アピタ 前橋店	文京町2-1-1
	グローバルワーク けやきウォーク前橋店	文京町2-1-1
	前橋ロフト	文京町2-1-1
	洗濯工房ココア 文京店	文京町3-33-13
	ベイシア SM前橋岩神店	岩神町2-589-6
	上川淵	J A ファーマーズ 朝倉店
とりせん 前橋駒形店		東善町43-1
フレッセイ 朝倉店		朝倉町923
下川淵	ベイシア 前橋みなみモール店	新堀町893
	ツルヤ 前橋南店	公田町668-1

地区	店舗名	所在地
桂萱	とりせん ローズタウン店	江木町1701-1
	ツルヤ ローズタウン店	江木町1033-69
	ベイシア 前橋モール店	上泉町680-1
	フレッセイ 片貝店	西片貝町1-314-3
東	フレッセイ 大利根店	下新田町392
	ベイシア SM前橋川曲店	川曲町361
	とりせん 新前橋店	小相木町409-1
	ヤオコー 前橋箱田店	前箱田町118-1
元総社	フレッセイ 元総社蒼海店	元総社町1820
総社	ベルク 前橋総社店	総社町高井540
南橋	フレッセイ 荒牧店	荒牧町1-10-1
	ヤオコー 関根店	関根町1-2-36
	ベルク 前橋北代田店	北代田町30-1
	洗濯工房ココア 上小出店	上小出町3-12-11
永明	カインズ 前橋小島田店	小島田町136
	ベイシア 前橋小島田店	小島田町136
	フレッセイ 駒形店	下大島町1151-1
	ベルク 前橋大島店	天川大島町150-1
大胡	フレッセイ 大胡店	大胡町399
	ベイシア 前橋おおごモール店	堀越町377
	庭前紙業株	堀越町588-1
宮城	A コープ みやぎ店	鼻毛石町198-11
粕川	アバンセ 粕川店	粕川町深津1613-29
富士見	とりせん 時沢店	富士見町時沢791
	ベイシア 前橋ふじみモール店	富士見町原之郷643

取組4 リユース意識の醸成とリユースの促進

(1) リユースの推進に向けた取組（継続事業）

ア ジモティー（ネット型リユースアプリ）を活用したリユース

令和6年10月1日に株式会社ジモティーと連携協定を締結し、「リユースによる捨てない暮らしの普及」・「ごみの減量」に向けた取組を開始しました。

市民の方が使わなくなった家具や家電などをゴミとして排出するのではなく、地域情報サイト「ジモティー」に投稿し、地域内で譲り先を見つけることでリユース及びごみの減量を図ります。



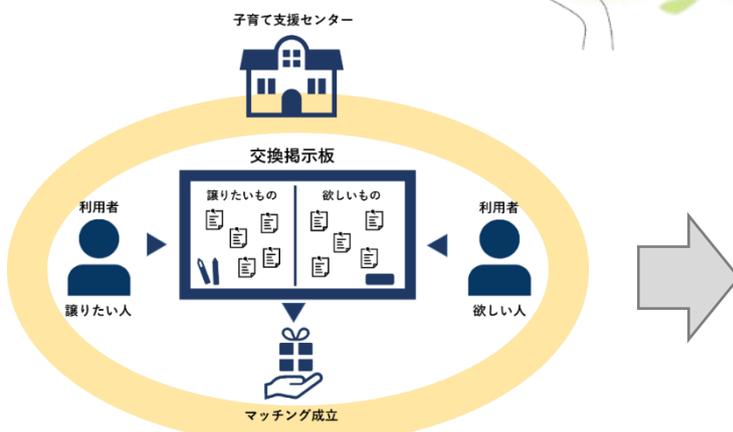
イ 子育て関係施設等での取組

市内の地域子育て支援センターや保育施設などにおいて、「Le Lien（ル・リアン）～ヒトとモノをつなぐ掲示板～」と称し、譲りたいヒトと必要とするヒトを掲示板でつなぐマッチング機能により、各家庭で使わなくなったベビー用品やおもちゃなどをリユースする環境にやさしい取組が行われています。実施機関の情報などについて、関係部署とも連携して広く周知を図り、多くの子育て中の保護者の方が気軽に利用していただけるよう、側面的な支援を継続していきます。

(イメージ ロゴ)



取組の概要



(2) リユースに向けた今後の取組

ア ネット型リユースアプリの展開

前述したジモティーは、地域内で譲り先を見つけ、個人間で取引をするものですが、個人とリユース業者を結びつけ、オンラインで鑑定・取引できるようなアプリの推奨も検討していきます。

イ 粗大ごみ集団回収リユースモデル事業

粗大ごみ集団回収などによる市の年間の処理量は、約2,655tと毎年大量に発生しており、リユースを行う上で、排出者の意思確認の必要性や再利用が可能であるかの選別、売却などの仕組みづくりが課題となっています。

自治会や民間事業者、前橋再生資源事業協同組合などと連携したリユース推進の取組を進めるため、意見交換やモデル事業の展開について、検討していきます。

ウ リユースショップの活用の促進

市民が不用となったものを地域内で再利用できる仕組みとして、リユースショップの活用に向けた周知・啓発を行っていきます。

リユースショップでは、まだ使用可能なものを「ごみ」として廃棄するのではなく、譲渡・交換・売買を通じて資源として活かすことで、ごみの減量と資源循環の促進が図られています。

取組5 分別ルールの周知徹底

■分別ルールを分かりやすく周知

資源の分別は、市民の理解と協力が重要であることから、「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック」、「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」などの啓発資料を、「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」の観点から充実を図ります。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」では、市民の分別をサポートするとともに、検索機能の充実など、サポート体制を拡充します。

■分別の必要性を周知・啓発

分別区分やごみ量などの基礎情報に加え、資源として回収したものがどのようにリサイクルされるのか、発生抑制・分別がなぜ必要なのか、そのメリットは何かなど、理解を深めるための情報を市民に周知します。

なお、「広報まえばし」や市ホームページ、「さんあ〜る」などの活用のみならず、学校などのニーズに応えるプログラムの実施や、年齢層に合った情報提供の検討を行います。

■転入者へごみ分別を周知・啓発

市外からの転入者は、本市でのごみ出し経験がないことから、転入手続での来庁時などの機会を捉えて、資源の分別ルールを案内します。

■外国人へごみ分別を周知・啓発

「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック」を7言語（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語）で翻訳し、「さんあ〜る」で分別ガイドブックと同様の表示を行うことで、外国人がスマートフォンのアプリでごみ分別の情報を取得できる体制を整えます。

また、外国人にもわかりやすいイラストや多言語併記で分別案内を表記した「多文化共生ごみ袋」を作成し、イベントや日本語学校で開催される分別説明会などでごみの分け方・出し方がわからない外国人へ配布しています。



重点5 事業系ごみの減量・資源化

(1) 事業者への働きかけ

事業活動に伴うごみの排出量を抑制するため、事業者に対して分別の徹底や再資源化の促進を含む啓発・支援を継続的に行います。

また、業種別の課題に応じた対応や、優良事例の共有を通じて、地域全体でごみの減量意識の醸成を目指します。

■事業者へのごみ減量に向けた啓発

新たに事業を開始する事業者に対して、設立時にごみの分別方法や排出ルールに関する案内を行うことで、初期段階から適正な排出意識の醸成を図ります。

事業者へ分別の徹底や再資源化の重要性を積極的に周知することで、不適正排出の未然防止と事業系ごみの減量を推進します。

■展開検査の継続

平成27年度から、清掃施設への排出実態の把握、不適正廃棄物の搬入防止及び一般廃棄物の減量化を目的に、六供清掃工場及び荻窪清掃工場において、収集運搬業の許可業者の搬入する事業系一般廃棄物について、中身の検査を実施しています。

今後も展開検査を継続し、不適正な廃棄物については、適宜取り締まり、指導を行っていきます。

(2) 紙おむつの資源化事業の検討

高齢化が進んでいることに伴い、介護施設等（前橋市内102施設※）から排出される事業系紙おむつの量は増加傾向にあります。これらを焼却処理ではなく資源化処理するための分別回収の促進や資源化技術の導入を検討していきます。

また、国の支援制度や先進自治体の事例を参考に、地域の実情に応じた資源化モデルの構築を検討します。

※令和7年3月31日時点市指定事業者数

（特別養護老人ホーム30施設、サービス付き高齢者住宅32施設、グループホーム40施設）

食品ロス 食品ロス削減推進計画

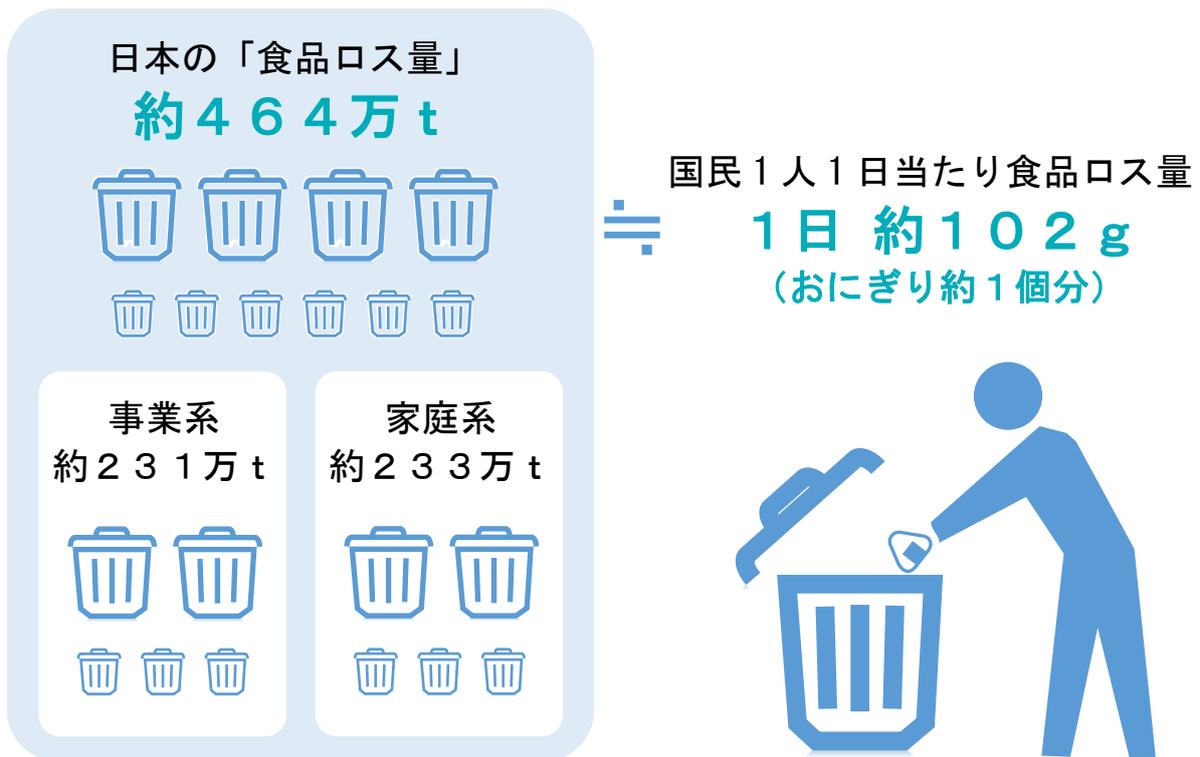
第1章 総論
第2章 ごみ処理編
第3章 生活排水編
第4章 資料編

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

日本の食品ロス発生量は、年間464万t（令和5年度推計値）になっており、1人1日当たり約102g/日・人（おにぎり約1個分）となっています。

食品ロスの削減は、食品の生産や廃棄に関わる労働力やエネルギーの削減など環境負荷の低減につながり循環型社会を形成する上でも重要な取組であることから、本市としても積極的に推進します。



(2) 食品ロスの現状

家庭系食品ロスの主な発生要因は、図2-10に示すとおり、「期限切れ」「買い過ぎ」となっています。（前橋市の食品ロスの詳細は資料編74Pに記載）

事業系食品ロスの主な発生要因は、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「販売期限切れ商品」等、外食産業では「食べ残し」等が挙げられます。

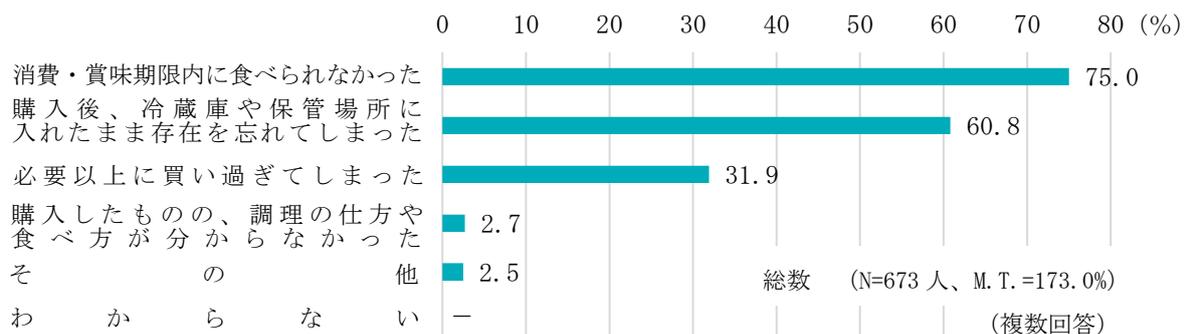


図2-10 家庭系食品ロスの原因

(出典：農林水産省「食育に関する意識調査報告書」、令和2(2020)年3月)

(3) 削減目標

以下に国や県の食品ロス削減目標を記載します。

本市においても、国や県にならい、食品ロスの発生抑制及び堆肥化等による有効活用を推進、環境負荷の低減を考慮し、食品ロス削減に取り組んでいきます。

ア 国

国の食品ロス削減目標は、以下のとおりです。

表2-1 国における食品ロス削減目標

指標	数値目標	目標年次	食品ロス量の目標値
家庭系食品ロス量	2000年度の半減 ^{※1}	2030年度	216万 t
事業系食品ロス量	2000年度比で60%削減 ^{※2}		219万 t

※1 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）から

※2 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和7年3月公表）から

イ 群馬県

群馬県では、令和31（2050）年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言5で掲げる食品ロス「ゼロ」の現実に向け、令和12（2030）年度までに、令和元（2019）年度比で食品ロス発生量を3分の1削減することを目標としています。

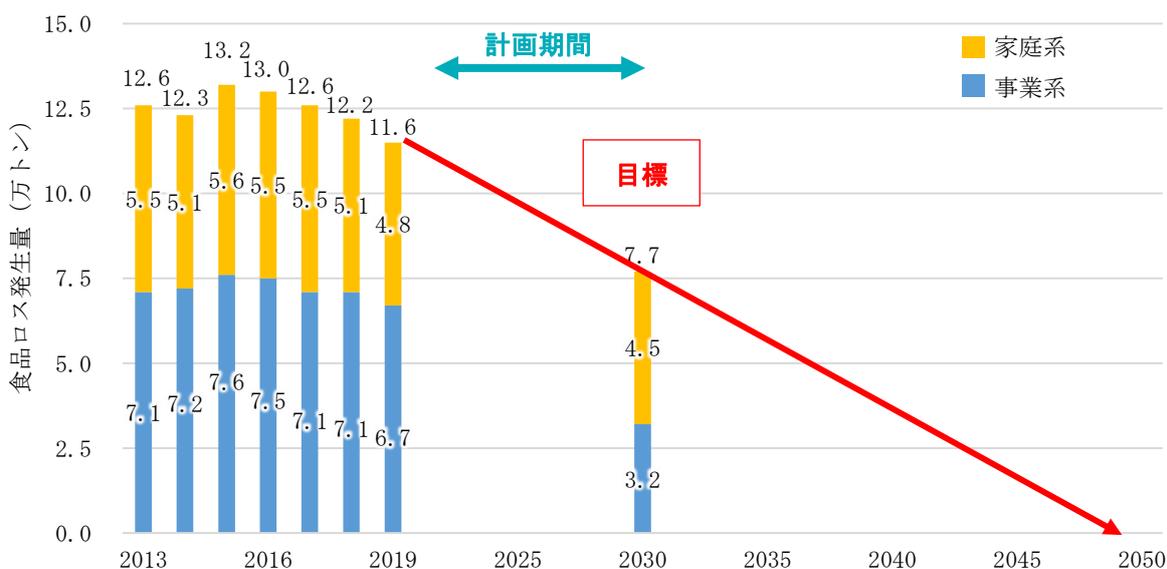


図2-1 1 群馬県の食品ロス発生量の推移と目標

(出典：群馬県「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」、令和3（2021）年3月）

(4) 今後の取組

食品ロス削減に向けた取組を以下に記載します。

取組は、出前講座や環境美化推進員説明会などの様々な機会を通じ、積極的な啓発に努め、食品ロスの削減を推進していきます。

ア 市の取組

■ 生ごみの水切り、堆肥化支援（再掲）

生ごみの水切りを奨励し、生ごみの発生抑制・減量化を進めます。

生ごみ処理容器と電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成や段ボールコンポスト向けの土壌改良材の配布を継続し、生ごみの減量・堆肥化の促進に向けた支援策を講じます。

■ 市内小学生向け動画

市内小学生の清掃工場見学の際に、環境部マスコットキャラクター「ラジラス」と一緒に、クレイアニメーションで食品ロス削減についての動画を放映しています。

■ 食品ロスつりゲーム

イベント時に、釣った食品カードについて、もったいないか、まだ食べられるものか等、食品ロスについて考える、こどもから大人までを対象としたゲームを実施しています。



食品ロスつりゲームの様子

■ フードドライブ運動

郵便局や市民サービスセンターなどに回収BOXを設置し、企業や市民の方々から、余っている未使用食品等の提供を受け、フードバンクまえばしへ寄付しています。寄付された食品は、支援を必要とする方々のために利用されます。

■ ローリングストック法

ローリングストック法の活用を呼びかけています。普段食べている食品を少し多めに買い置きして、賞味・消費期限が一番近いものを食べ、食べた分を買い足すというサイクルを繰り返す方法です。一定の備蓄を確保しながら、簡単に入れ替えができるため、災害への備えとしても有効です。

■環境講座の実施

「ラジラスと食品ロスを学ぼう！」と題し、ごみ政策課マスコットキャラクター「ラジラス」の食品ロスの啓発動画の放映や紙芝居の実演、ラジラスのぬり絵を行うなど、園児にもわかりやすく食品ロスを学ぶ機会を提供します。参加した園児にラジラスが描かれた模擬紙幣をプレゼントしてお菓子と交換するなど、駄菓子屋さんの要素も加え、楽しく食品ロスを学んでもらう講座となっています。

この取組は、園児に食品ロスやSDGsの目標などについて楽しく学ぶ機会を提供することにより、園児からその保護者へと取組が広がり、家族全体で環境課題解決に向けた「環境にやさしい生活スタイル」の実践につなげていくことを目的とするものです。

食品ロスの啓発動画



ラジラス紙幣



環境講座の様子



イ 消費者の取組

■冷蔵庫の中身チェック

買い物の前には、冷蔵庫の中身をチェックするなど、必要以上に購入せず、食べ切れる量を意識して買い物をすることで、食品ロスを防ぐことができます。

また、冷蔵庫の中に賞味（消費）期限が切れそうな食品がないか確認し、家庭から出る期限切れの食品の廃棄や不要な食材の買い出しを抑制します。

■てまえどり

消費期限の近い商品を手前から選ぶことで、店舗での売れ残りや廃棄を減らし、流通段階での食品ロスを抑制することができます。

ウ 飲食店での取組

■食べ残しの防止

宴会時食べきり運動として、「食べ☆タイム15」を推奨しています。乾杯後の15分間と、お開き前の15分間は食事に集中し、食べ残しを減らすことを周知しています。

■残った料理を持ち帰る

外食時に食べきれなかった料理を持ち帰ることで、飲食店での食品ロスを削減することができます。

■食べきり協力店の利用

小盛やハーフサイズメニューの導入、持ち帰り希望者への対応等、食べ残しを減らすための呼びかけ等を行い、食品ロス削減に取り組む店舗を「食べきり協力店」として登録し推奨しています。協力店で実施している取組は以下のとおりです。

- ・小盛メニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・食べ残し削減につながる割引案内又はクーポン券の使用等店舗独自の工夫

今後は、協力店舗の拡充や制度の周知を図るとともに、飲食店との連携を強化し、市民の行動変容につながる環境づくりを進めていきます。



5 ごみの適正処理に関する計画

(1) 分別収集・収集運搬計画

ごみの分別・収集運搬は、公衆衛生の維持や生活環境の保全を図りつつ、適正な処理・資源化を推進するために行っています。

ごみ質の変化や高齢社会の進行など、社会環境の変化に対応しながら、市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制の整備を進めていきます。

近年はリチウムイオン電池の混入による火災が発生しているため、令和6年度から小型充電電池等使用製品の分別収集を実施し、安全対策を強化しています。

分別収集・収集運搬計画は、以下のとおりです。

ア 収集区域と方法

(ア) 収集区域 前橋市の区域

(イ) 収集方法・収集回数 表2-13のとおり

(ウ) その他の収集（戸別収集）

- ・ こんにちは収集 1人暮らし高齢者等に対するごみ出し支援（週1回）
- ・ 粗大の戸別収集 電話又はインターネットからの申込制
- ・ 小動物の回収 電話申込制

イ 集積場所の管理と清潔保持

市民の利便性や収集作業の安全性を確保するために、適正な集積場所の設置を進めるとともに、環境美化推進員や自治会などと連携し、ごみ飛散防止ネットの配布など、清潔保持の啓発や情報提供を行い、自主的な管理を促進します。

ウ 排出禁止物への対応

主な排出禁止物への対応は、以下のとおりです。

市民の生活環境の保全を図るため、排出禁止物の処理ルートを把握し、適正な処理が確保されるよう取組を進めます。

分類	種類	処分上の注意
処理困難物	自動車、自動車用部品、バイク、アスベスト、タイル等	販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
特定家庭用機器廃棄物	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づき、販売店や製造業者等に引き渡す。
パソコン	購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルを含む。）	製造メーカーへ連絡。メーカー不明のものは、3R推進センターへ連絡する。ただし、使用済小型家電回収ボックス又は清掃工場への持ち込みに限り排出できる。

エ 拠点回収の実施

■紙衣類等拠点回収

紙・衣類等は、公共施設や商業施設へ「リサイクル庫」を設置し、拠点回収を実施しています。「リサイクル庫」は、平成17年度から紙リサイクル庫として順次設置し、平成23年度から衣類等を追加し、現在は公共施設26か所に設置しています。

■使用済小型家電の拠点回収

使用済小型家電は、部品等に使用されているレアメタル（希少金属）等の有効利用のため、平成25年10月から公共施設18か所と、家電量販店2か所の計20か所へ「使用済小型家電回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。その後、公共施設や商業施設に増設を行い、現在、設置場所は22か所です。

■廃食用油の拠点回収

廃食用油は、燃料等として有効利用するため、平成26年9月から公共施設17か所へ「廃食用油回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。今後も資源化の推進のため、回収を継続していきます。

オ 分別品目の拡大

国による法制度の改正や社会情勢などを踏まえて、資源の有効活用やごみの減量化、環境負荷の低減、ごみ処理コストの削減などを視野に、様々な視点から分別方法や品目の拡大等を検討していきます。

カ 拡大生産者責任の推進

製品の廃棄・リサイクル段階まで生産者が責任を持つ「拡大生産者責任」の考え方を重視し、容器包装以外のプラスチック製品やリチウムイオン電池などにも適用されるよう、国や産業界に働きかけていきます。

表2-13 分別収集区分・収集方法

区分	主な品目	出し方	収集頻度	収集方法	収集主体	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など	指定ごみ袋	2回/週	集積場所収集	直営・委託	
不燃ごみ	金属類、割れた・汚れたびん、陶磁器類など	指定ごみ袋	1回/月			
粗大ごみ	自転車、家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）など	/	1回/年	自治会回収 ^{※1}	委託	
			随時	戸別収集		
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター、小型充電式電池等使用製品（電池が取り外せない製品）	コンテナボックス	1回/2週	集積場所収集	直営・委託	
有害ごみ	使用済み電池類、水銀式体温計					透明・半透明の袋
	蛍光管					紙に包む
資源ごみ	プラ容器	指定ごみ袋	3回/月	集積場所収集	直営・委託	
	びん	コンテナボックス	1回/2週			
	缶	指定ごみ袋				
	ペットボトル	指定ごみ袋				
	紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙	品目別に紐で縛る	1回/2週	委託	
				随時		拠点回収
				随時		有価物集団回収
	衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど	透明・半透明の袋	1回/2週	集積場所収集	委託
				随時	拠点回収	委託
				随時	有価物集団回収	民間
使用済小型家電	掃除機、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機など	回収ボックス	随時	拠点回収	直営	
		段ボール		宅配便回収	民間	
廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど	回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
在宅医療廃棄物	医療用注射針	専用容器	随時	拠点回収	委託	

※1 自治会回収は、自治会単位による集団回収の略

(2) 中間処理計画

中間処理は、収集・運搬されたごみをその種類に応じた最適な方法で処理することで、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ります。

また、各処理施設では処理の過程において再使用やリサイクル、熱エネルギーの回収を積極的に進めることで、循環型社会の実現を推進しています。

なお、施設は、適正な維持管理に努め、環境モニタリングを実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

ア 焼却施設（六供清掃工場）

可燃ごみのほか、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションから発生する可燃残渣は、六供清掃工場で焼却処理します。

六供清掃工場は、平成3年9月に竣工してから34年が経過しました。平成13年度、平成14年度にダイオキシン類削減対策工事を行い、排ガス処理設備を一部更新しましたが施設の老朽化が進んでいたため、平成28年度から令和元年度まで主要設備・機器を更新する延命化工事を行いました。

なお、延命化工事終了後は、適切な維持整備工事による機能保全や精密機能検査等による劣化診断を行うなど、ストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化に努めます。

六供清掃工場の余熱は、自家発電、工場内冷暖房等へ供給し、余剰電力を売却する等、積極的な余熱利用を図ります。

イ 不燃ごみ等処理施設（荻窪清掃工場・富士見クリーンステーション）

不燃ごみ等は、以下のとおり各施設で処理します。

表2-14 分別収集区分と処理方法

区分	処理方法
不燃ごみ及び粗大ごみ	荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで破砕処理を行い、アルミ、スチール、不燃物、可燃物等に選別 ※選別したアルミ、スチールは資源化を図ります。
ガラスびん	びん選別処理施設（荻窪清掃工場内）で選別処理・保管
缶	荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションで選別処理
プラ容器	荻窪清掃工場です選別・圧縮梱包・保管

不燃ごみ、粗大ごみ処理の基幹施設である荻窪清掃工場は、平成4年3月に竣工してから33年が経過しました。平成26年度には施設の老朽化が進んでいたため、平成30年度までの5年間で基幹設備の改修を行いました。

富士見クリーンステーションは、旧4町村（大胡町、宮城村、粕川村、富士見村）の不燃ごみを処理するために平成10年3月に竣工し、27年が経過しました。現在は、資源ごみの缶を重点的に処理しつつ、粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理しています。

ウ 再資源化施設（ペットボトル選別処理施設）

ペットボトルは、ペットボトル選別処理施設で選別・圧縮減容・保管を行います。

ペットボトル選別処理施設は、平成12年8月に竣工し、分別収集されたペットボトルを選別・圧縮処理しています。容器包装リサイクル法に基づいたペットボトルのリサイクルを円滑、適正に行います。

今後は、資源の有効活用と環境負荷の低減に向け、水平リサイクル（ボトルtoボトル）や、民間事業者による独自ルートの構築を検討します。

エ その他民間施設での中間処理・再資源化

使用済みの電池類や蛍光灯などの有害ごみ、スプレー缶などの危険ごみは、適正処理を図るため、今後も継続して民間処理業者に処理を委託します。

(3) 最終処分計画

前橋市最終処分場、富士見最終処分場での埋立てを行っています。

最終処分に当たっては、下記のとおり適正な維持管理を行うとともに、周辺的环境保全・公害防止に努めます。

なお、適正な最終処分を継続するため、排出抑制、分別収集の徹底などによる埋立量の減量に努めます。

■環境保全の推進

最終処分場への搬入及び埋立てに当たっては、適正な維持管理を行うとともに、施設内での焼却灰等の飛散防止など、周辺的环境保全・公害防止に努めます。

■浸出水の適切な処理

最終処分場から排出される浸出水を適切に処理できるよう、浸出水処理施設の維持管理に努めるとともに、放流水を定期的かつ継続的に測定することで、法令に定められた基準を遵守します。

6 ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 次期焼却施設、不燃・資源化施設

廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日）では、将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、広域化・集約化の取組を進めることとしています。

将来的な人口減少やごみの減量化等社会情勢の変化が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理することが重要であり、複数の市町村による広域的な廃棄物処理に向けた可能性を協議するため、令和5年11月に前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会を設立し、広域化の基本方針について協議を行っています。

また、資源化施設の整備に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、製品プラスチックの処理が可能な施設を検討します。

(2) 次期最終処分場

既存最終処分場の残余年数は、前橋市最終処分場が令和15年度まで、富士見最終処分場が令和10年度までと見込まれていることから、令和16年度の供用開始とした新最終処分場の計画を進めています。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物対策

大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

また、国土強靱化基本計画や、平成27年に改正された廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく国の指針では、市町村においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定することが求められ、本市においても令和3年3月に策定を行っています。

なお、関係団体との間で災害廃棄物処理に係る協定を次のとおり締結し、災害が発生した場合に廃棄物の適正・円滑な処理が進められるよう連携を図りました。

表2-15 災害廃棄物処理に係る協定

名称	締結年度	締結先
群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	平成20年度	群馬県、県内市町村及び一部事務組合
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成26年度	前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
災害時における相互応援に関する要綱	平成8年度	北関東・新潟地域連携軸推進協議会
一般廃棄物の相互処理に関する協定書	平成12年度	高崎市
一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定	令和2年度	桐生市及び伊勢崎市

ア 前橋市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）の策定

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「前橋市地域防災計画」を策定し、それを補完する個別計画として「前橋市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

「前橋市災害廃棄物処理計画」は、「前橋市地域防災計画」で想定された大規模な自然災害により発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・本市・民間業者等の役割分担を明確化し、平常時から相互支援体制の構築を図ることを目的としています。

イ 前橋市災害廃棄物処理初動マニュアル（令和5年4月）の策定

災害廃棄物処理の具体的な手段をまとめ、初動時の迅速かつ的確な対応を行うための初動マニュアルを策定しました。廃棄物班として、部内の各課の役割や対応する具体的な内容を定め、災害時組織体制下における行動を明確にしています。

ウ 災害廃棄物に係る各種訓練の実施

災害発災時の初動対応を迅速かつ適切に行えるよう、策定した初動マニュアルに基づいた対応ができるよう、各種訓練を継続的に実施します。

- ① 廃棄物班情報伝達訓練(令和5年5月)
- ② 避難所開設訓練実施に伴う避難所ごみ収集運搬等訓練
(令和5年11月)
- ③ 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練(令和6年11月)
(訓練の様子については資料編75Pに記載)

(2) 前橋市廃棄物減量等推進審議会の設置と運営

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行います。

(3) ごみ処理有料化及び指定袋見直しの検討

ごみの減量化と資源化を推進するため、今後のごみ処理体制のあり方を総合的に検討する中で、「ごみ処理有料化」及び「指定袋制度の見直し」についても重要な課題として検討を進めていきます。

ア ごみ処理有料化

有料化は、排出者が処理費用の一部を負担することで、ごみの排出抑制や分別の徹底を促し、環境意識の向上と公平な負担の実現を図るものです。

また、ごみ処理にかかる財政負担が増加する中、安定的かつ持続可能な処理体制の維持にも寄与するものと考えています。

群馬県内でもごみ処理有料化が進んでおり、群馬県内35市町村のうち、16市町村(45.7%)がごみ処理有料化を実施しています。(※群馬県HPより)

将来的な制度導入の可能性も踏まえ、料金体系・対象範囲・市民負担への配慮などについて総合的に検討を進めていきます。

イ 指定袋の見直し

指定袋については、平成10年の導入から20年以上を経過していることから、環境配慮素材の導入や不正使用防止策なども含め、市民の意見を踏まえながら見直しの検討を進めていきます。

また、有料化に合わせて指定袋のデザイン等を変更することで、「新しい制度への移行」を印象付け、有料化を「見える化」し、ごみの減量や分別の促進につなげていきます。

第3章 生活排水編

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水の排出と処理形態

家庭や事業所から排出される生活排水は、以下のとおり処理しています。

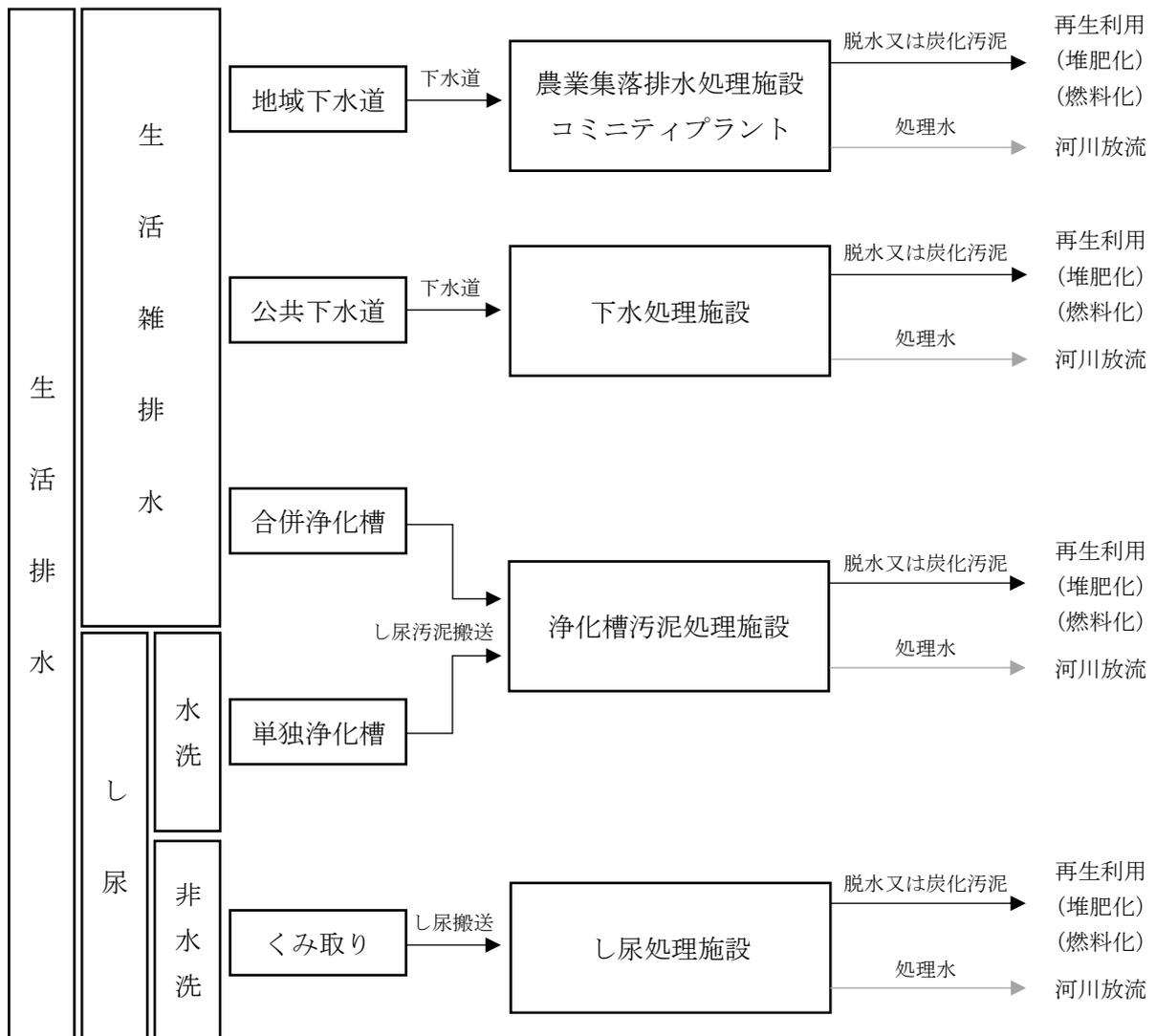


図 3-1 生活排水の排出と処理の形態

2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移

(1) 処理形態別人口の推移

便所からの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」人口やし尿のみを収集・運搬する「し尿くみ取り」人口は年々減少し、「公共下水道」、「農集排・コミプラ」への接続や、生活雑排水（台所や風呂等の排水）も処理する「合併処理浄化槽」への転換が進んでいます。

非生活排水処理人口（単独処理浄化槽・し尿くみ取りの人口）は年々減少し、令和6年度における生活排水処理率は92.9%となりました。

表3-1 処理形態別人口の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画人口	335,360	334,535	332,063	330,358	328,996	328,063
生活排水処理人口	300,065	302,435	303,554	303,872	304,625	304,924
公共下水道	230,999	230,713	229,331	228,742	228,595	228,908
農集排・コミプラ	26,922	26,922	26,608	26,523	26,258	26,062
合併処理浄化槽	42,144	44,800	47,615	48,607	49,772	49,954
非生活排水処理人口	35,295	32,100	28,509	26,486	24,371	23,139
単独処理浄化槽	29,827	26,780	23,344	21,447	19,332	18,223
し尿くみ取り	5,468	5,320	5,165	5,039	5,039	4,916
生活排水処理率 (%)	89.5	90.4	91.4	92.0	92.6	92.9

※ 生活排水処理率 (%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画人口 × 100

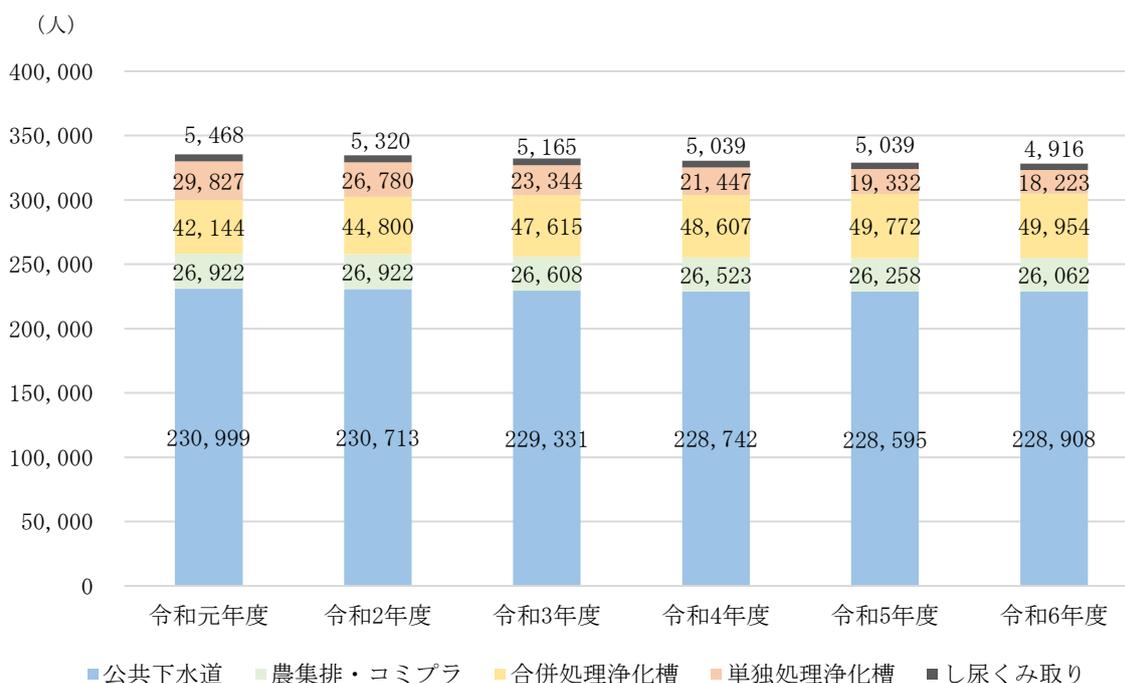


図3-2 処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥の推移

ア し尿くみ取り量

前計画では、令和7年度のし尿くみ取り量の計画値を、当初は3,325kL、中間見直しで3,406kLとしていましたが、令和6年度実績で3,097kLまで減少しました。

表3-2 し尿くみ取り量の状況

指標	前計画の計画値 (令和7年度)	計画値に対する現在の値 (令和6年度実績)
し尿くみ取り量	3,325kL/年	3,097kL/年
人口	4,619人	4,916人

表3-3 し尿くみ取り量の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿くみ取り量 (kL)	3,960	3,756	3,580	3,427	3,200	3,097
し尿くみ取り人口 (人)	5,468	5,320	5,165	5,039	5,039	4,916
1人1日当たり し尿くみ取り量 (L/人・日)	1.98	1.93	1.90	1.86	1.74	1.73

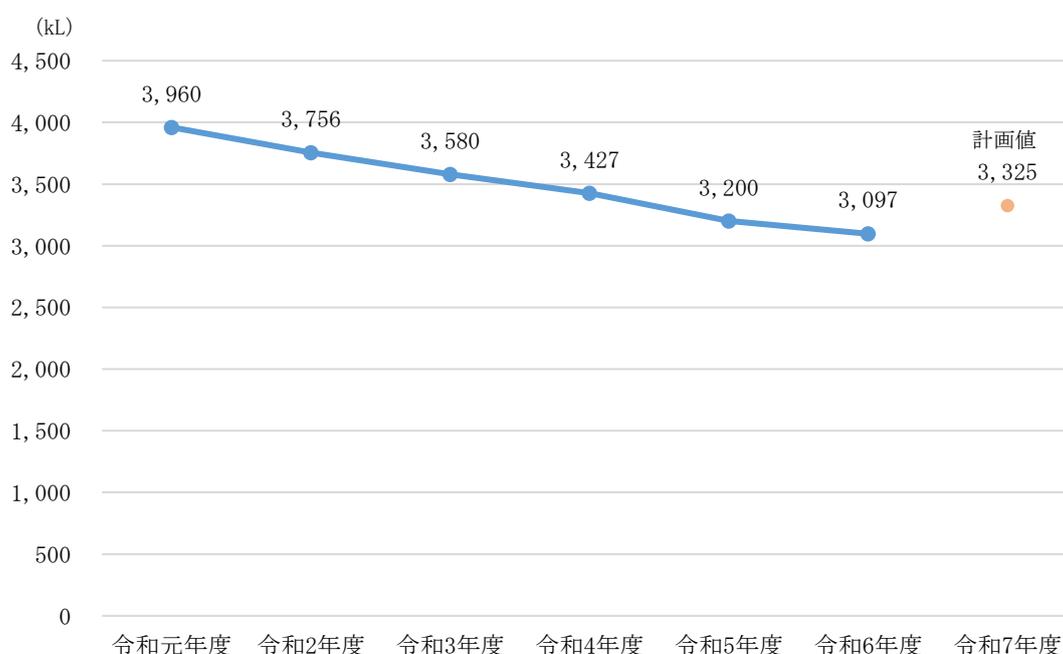


図3-3 し尿汲み取り量の推移と令和7年度の計画値

イ 浄化槽汚泥量

前計画では、当初、令和7年度の浄化槽汚泥量の計画値を23,018kLとしていましたが、中間見直しを行った令和2年度に汚泥量が増加傾向にあったため、令和7年度の計画量を30,913kLに修正し、令和6年度実績で29,568kLとなっています。

これは、単独浄化槽人口が減少し汚泥量が減ると見込んでいたものが、合併浄化槽人口が予想以上に増えたためと思われます。

表3-4 浄化槽汚泥量の状況

指標	前計画の計画値 (令和7度)	計画値に対する現在の値 (令和6度実績)
浄化槽汚泥量	30,913kL/年	29,568kL/年
人口	65,107人	68,117人

表3-5 浄化槽汚泥量の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浄化槽汚泥量(kL)	30,903	31,978	31,738	30,138	28,933	29,568
人口(人)	71,971	71,580	70,959	70,054	69,104	68,177
単独浄化槽(人)	29,827	26,780	23,344	21,447	19,332	18,223
合併浄化槽(人)	42,144	44,800	47,615	48,607	49,772	49,954

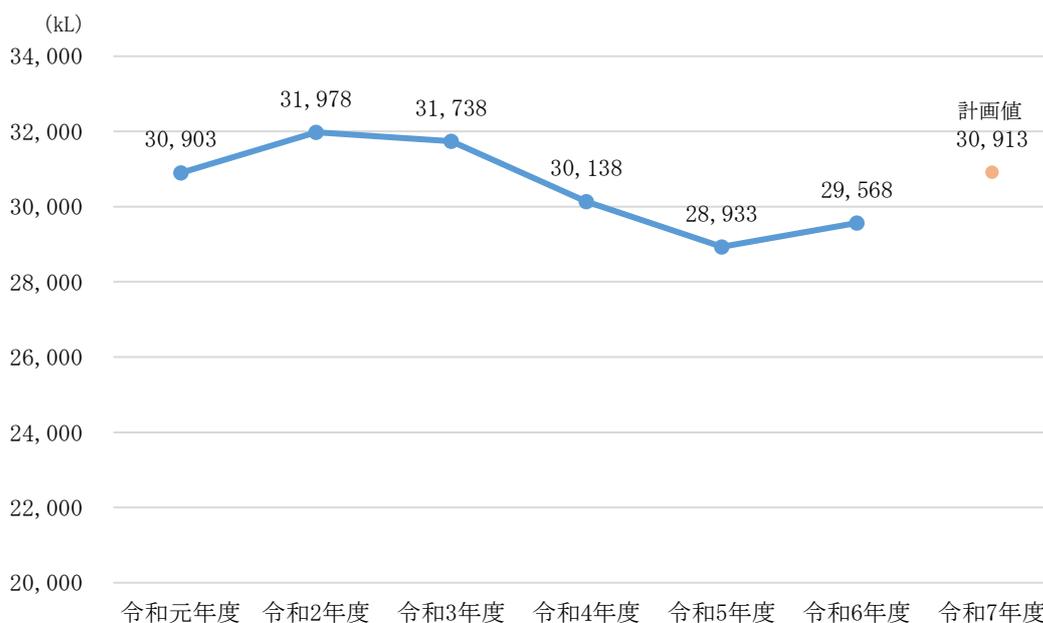


図3-4 浄化槽汚泥量の推移と令和7年度の計画値

第2節 生活排水処理基本計画

1 将来指標と施策

本節では、処理形態別人口やし尿・浄化槽汚泥量動向予測と、基本計画を推進していくための基本となる施策について整理します。

2 将来指標

(1) 処理形態別人口の将来予測

令和17年度までの処理形態別人口は、下水道計画等との整合を図るため、「群馬県汚水処理計画」の推計値を採用します。

「群馬県汚水処理計画」は、以下の点でごみ処理編やし尿処理編の表3-1処理形態別人口の推移とは異なります。

- ・人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口値（平成30年3月公表値）を使用
- ・公共下水道や農業集落排水の供用開始区域内の単独浄化槽及びし尿汲み取り世帯は、非排水処理人口としてカウントしていない。

表3-6 処理別形態人口の将来予測

		(人)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
計画人口	計画人口	322,740	320,820	318,900	316,979	315,059	313,137	
	生活排水処理人口	生活排水処理人口	307,119	306,348	305,782	304,932	304,071	303,178
		公共下水道	235,114	234,400	234,835	234,065	233,331	232,597
		農集排・コミプラ	30,329	29,860	25,761	25,429	25,096	24,764
		合併処理浄化槽	41,676	42,088	45,186	45,438	45,644	45,817
	非生活排水処理人口	15,621	14,472	13,118	12,047	10,988	9,959	
	単独処理浄化槽	13,512	12,518	11,347	10,421	9,505	8,615	
し尿くみ取り	2,109	1,954	1,771	1,626	1,483	1,344		
生活排水処理率 (%)		95.2	95.5	95.9	96.2	96.5	96.8	

		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
計画人口	計画人口	310,883	308,629	306,194	303,759	301,324	
	生活排水処理人口	生活排水処理人口	302,059	300,712	299,267	297,822	296,376
		公共下水道	231,385	230,342	230,230	230,118	230,006
		農集排・コミプラ	24,536	24,033	23,610	23,188	22,765
		合併処理浄化槽	46,138	46,337	45,426	44,516	43,605
	非生活排水処理人口	8,924	7,917	6,927	5,938	4,948	
	単独処理浄化槽	7,719	6,848	5,992	5,136	4,280	
し尿くみ取り	1,205	1,069	935	802	668		
生活排水処理率 (%)		97.2	97.4	97.7	98.0	98.4	

(2) 計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の将来指標

令和17年度における計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量は、表3-7計画年度（令和17年度）における計画し尿くみ取り量、表3-8計画年度（令和17年度）における計画浄化槽汚泥量のとおりです。

し尿・浄化槽汚泥の量については、下水道や農業集落排水供用開始区域内であっても、実際にくみ取りや単独処理浄化槽を使用していれば、くみ取り量が発生するため、表3-6の人口ではなく、下水道や農業集落排水供用開始区域内の単独処理浄化槽やくみ取り世帯を含めた人口から推計します。

（算出方法は資料編76Pに掲載）

表3-7 計画年度（令和17年度）における計画し尿くみ取り量

令和6年度	・・・	令和12年度	・・・	令和17年度
3,097kL/年	・・・	2,733kL/年	・・・	2,406kL/年
令和6年度比 22.3%減				

表3-8 計画年度（令和17年度）における計画浄化槽汚泥量

令和6年度	・・・	令和12年度	・・・	令和17年度
29,568kL/年	・・・	29,150kL/年	・・・	29,361kL/年
令和6年度比 1%減				

3 施策

計画1 発生・排出管理計画

(1) 発生・排出・管理状況の把握と啓発

ア 処理対象に関する情報の適正管理

下水道の整備状況により、し尿・浄化槽汚泥の計画処理量が変動するため、将来の計画値について定期的に見直しを行い、実態に即した計画量の把握に努めます。

また、し尿汲み取り対象世帯数や浄化槽設置世帯数を把握するとともに、浄化槽の適正な管理に向けた啓発を行います。

・し尿くみ取り対象世帯の把握

定期的に市で行う調査等を通じて、世帯数の把握に努め、計画処理量の見直しを行います。

・浄化槽設置後の管理状況の把握

公共下水道や農業集落排水等に接続や、家の新築・取壊し等を行ったことにより使用されなくなった浄化槽や、設置等の届出がされていない浄化槽を把握するため、引き続き庁内関係部署（水道局、建築指導課等）及び県等の関係機関と連携を図り、浄化槽の管理状況の正確な把握に努めます。

イ 浄化槽の適正維持管理のための啓発

環境保全、公衆衛生、浄化槽の延命化等の観点から、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する正しい知識を持っていただくとともに、法定検査^{※1}、保守点検、清掃等を適正に行っていただけるよう、引き続き関係機関と連携してPR及び啓発を行います。これにより、水質を保つための法定検査受検率の向上を目指します。

また、本市に登録されている浄化槽保守点検業者及び本市の許可を受けている浄化槽清掃業者に対して、適正な業務を行うよう、引き続き指導します。

※1 法定検査（浄化槽法11条検査）

浄化槽法により、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認する検査の実施が義務付けられています。

表3-9 法定検査受検率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11条検査受検率 (7条検査含む)	68%	70%	71%	70%	71%	71%

ウ 合併処理浄化槽への転換の推進

くみ取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、浄化槽処理促進区域を中心に、関係部署と連携して推進します。

浄化槽処理促進区域とは、浄化槽法第12条の4により、下水道、農業集落排水、コンプラの地域を除いたうちの「大規模集落」を促進区域に設定するもので、本市では、令和3年3月に、(上佐鳥町、朝倉町、礪島町、亀里町、鶴光路町及び宮地町)の一部を指定しました。

計画2 収集運搬計画

(1) 適正な収集運搬体制の確保

水洗便所の普及に伴い、し尿くみ取り量が著しく減少していることから、市内におけるし尿収集が一層効率的な形態となるよう検討し、適正な収集運搬体制の確保を図ります。

計画3 中間処理計画

(1) 適正処理の推進

ア し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥は、水質浄化センター内のそれぞれの処理施設で適正に処理します。

表3-10 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設

施設の名称	概要
し尿処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町三丁目1-7 竣工日：平成10年3月 処理能力：33kL/日 処理方法：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理
浄化槽汚泥処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町三丁目1-7 竣工日：昭和62年11月 処理能力：87kL/日 処理方法：固液分離活性汚泥処理方式

イ 環境保全の推進

施設の適正な維持管理に努め、環境調査を実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

(2) 計画的な施設の整備

ア し尿・浄化槽汚泥の処理の整備

水質浄化センター内のし尿処理施設と浄化槽汚泥処理施設は、水質浄化センター(下水道処理)と統合する計画を進めており、令和18年度に下水道処理施設に統合し、その後、施設を解体する予定です。

計画4 最終処分計画

(1) 適正処理の推進

ア 発生残渣の資源化の推進

し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントから発生する脱水汚泥は水質浄化センターの汚泥炭化施設で処理し、燃料等として売却しています。

また、汚泥炭化施設が点検等で休止の場合は、民間処理施設において堆肥化しています。

表3-1-1 汚泥炭化施設の概要

施設の名称	概要
汚泥炭化施設 (水質浄化センター内)	所在地: 六供町三丁目1-7 処理能力: 25 t/日 (炭化物: 約1.5 t) 処理方法: 外熱スクリー式

計画5 事業運営計画

(1) 適切な事業運営

ア 適正な処理体制の確保

当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じて柔軟に対応し、適正な処理体制を確保します。

イ 施設整備の計画的な推進

施設整備に当たっては、他の市有施設を含めた全体の整備計画を考慮しながら、計画的に推進します。

(2) 情報の提供と共有化

ア 情報の提供

「広報まえばし」や市ホームページ等の活用により、市民・事業者に対し、情報提供を行います。

イ 情報の共有化

生活排水処理に関する情報について、関係部署との共有化を進めます。

(3) 災害時の対応

大規模な自然災害等により、排水処理施設や排水管等が被害を受ければ、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、前橋市地域防災計画と整合を図りながら、災害時におけるし尿の処理に関する対策を進めます。

特に、発災直後から必要となる仮設トイレについては、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、群馬県へ支援を要請するとともに、下記の民間事業者とも協定を結んでいます。

表 3-1 2 災害時に係る支援の協定先

協 定 先	災害時に係る支援内容
旭ハウス工業株式会社	仮設トイレの提供・運搬・設置
株式会社アクティオ	仮設トイレ・発電機・その他のレンタル機材の提供、 仮設トイレの運搬・設置
コーエイ株式会社	仮設トイレ・発電機・その他のレンタル機材の提供、 仮設トイレの運搬・設置
株式会社環境システムズ	トイレトペーパーの提供

また、し尿の処理については、桐生市及び伊勢崎市と結んだ「一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定」が、し尿処理にも適用されることを3市で確認しています。

(4) 関係機関との連携

ア 関係部署との連携

事業の推進に当たっては、様々な関係部署と連携し、効率的な事務運営に努めます。

イ 県との連携

事業の推進に当たっては、県との連携を図ります。

第4章 資料編

第1節 前橋市の地域特性

1 自然的特性

(1) 本市の概況

本市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し（市役所の位置は、東経139度03分48秒、北緯36度23分22秒）、東京から北西約100キロメートルの地点にあります。

市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっています（最も高いところは赤城山（黒檜山南面）の海拔1,823メートル、最も低いところは下阿内町（しもあうちまち）の64メートル）。

市の中央部から南部にかけては、海拔100メートル前後の関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で南流する利根川の両岸に市街地が開けています。

人口：327,763人（令和7年9月末日現在、外国人住民を含む。）

世帯数：158,251世帯（令和7年9月末日現在、外国人世帯を含む。）

面積：311.59km²

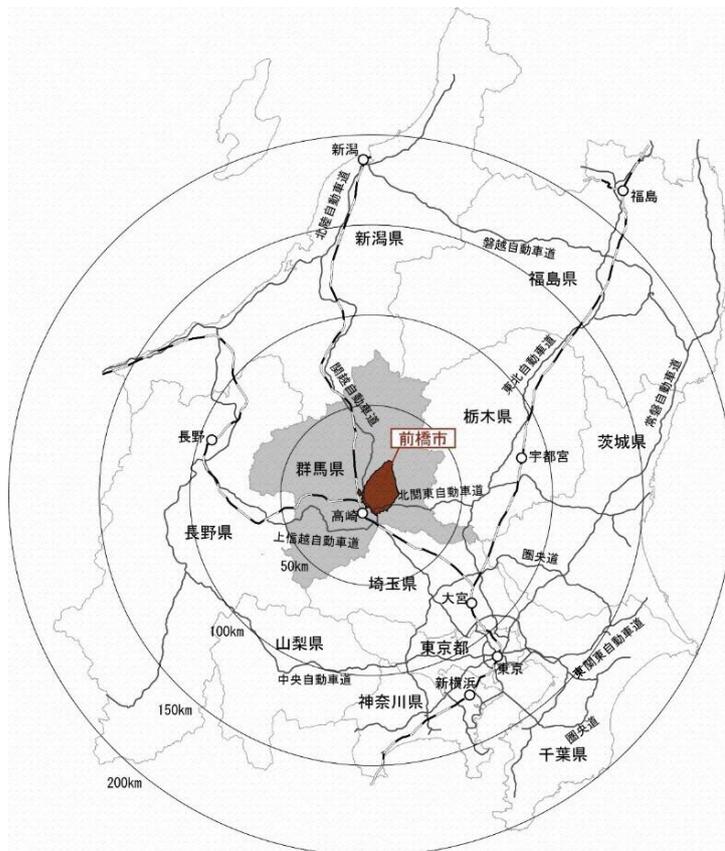


図4-1 本市の位置

(2) 気象

本市の気候は、北から西に連なる赤城山、上信越の山々に囲まれて、やや内陸性を帯び、降雨量は少なくなっています。年間の平均気温は15度から17度で、気温の差が大きく、四季の変化に富んでいます。

例年6月から8月にかけて南東の風が吹き、夏季は気温が高く、雷が激しく発生し、霧はまれとなっています。

11月から翌年4月にかけては晴天が多く、北西の季節風が吹き、特に冬季の風は強く、俗に「上州のからっ風」と呼ばれています。

表4-1 平均気象

年	降水量 (mm)	気温(°C)			風速(m/s)			平均湿度 (%)
		日平均	最高極	最低極	平均	最大瞬間風速		
						風速	風向	
令和2年	1,315.5	15.8	39.8	-4.9	2.3	20.9	北	66
令和3年	1,307.5	15.7	36.6	-5.2	2.4	22.0	北	65
令和4年	1,147.5	15.7	39.5	-4.2	2.3	19.7	北	66
令和5年	1,063.0	16.9	39.0	-5.4	2.4	22.3	北北西	59
令和6年※	1,307.0	16.9	39.2	-2.2	2.3	21.2	西北西	62

※ 気象庁のHPからデータを追記。

(資料：前橋市統計書 令和6年度作成版)

(3) 土地利用状況

令和6年1月1日現在の地目別面積を見ると、前橋市域の約3分1を田・畑が占めており、宅地の面積は22.6%となっています。

表4-2 地目別土地面積(令和6年1月1日)

項目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	野原	雑種地	その他	総数
面積 (km ²)	40.08	55.22	70.52	0.00	0.34	43.02	0.02	0.81	17.68	83.88	311.59
割合 (%)	12.9	17.7	22.6	0.0	0.1	13.9	0.0	0.2	5.6	27.0	100.0

(資料：前橋市統計書 令和6年度作成版)

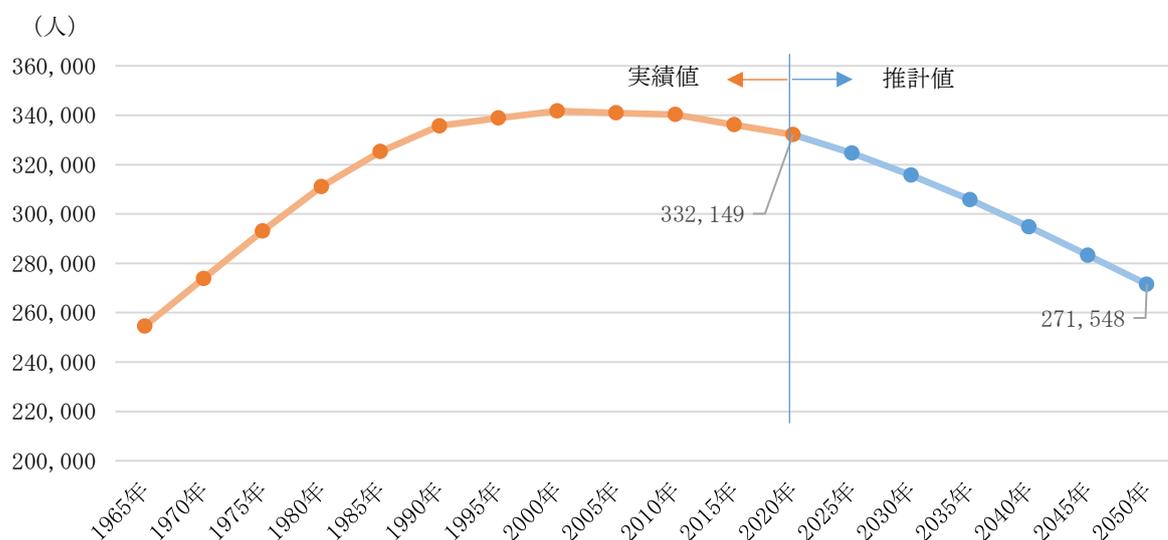
2 社会的特性

(1) 人口の推移及び将来予測

現在までの人口推移を見てみると、1965年（昭和40年）には254,595人であった人口は、高度経済成長期を経ながら増加を続け、2000年（平成12年）には341,738人となりました。

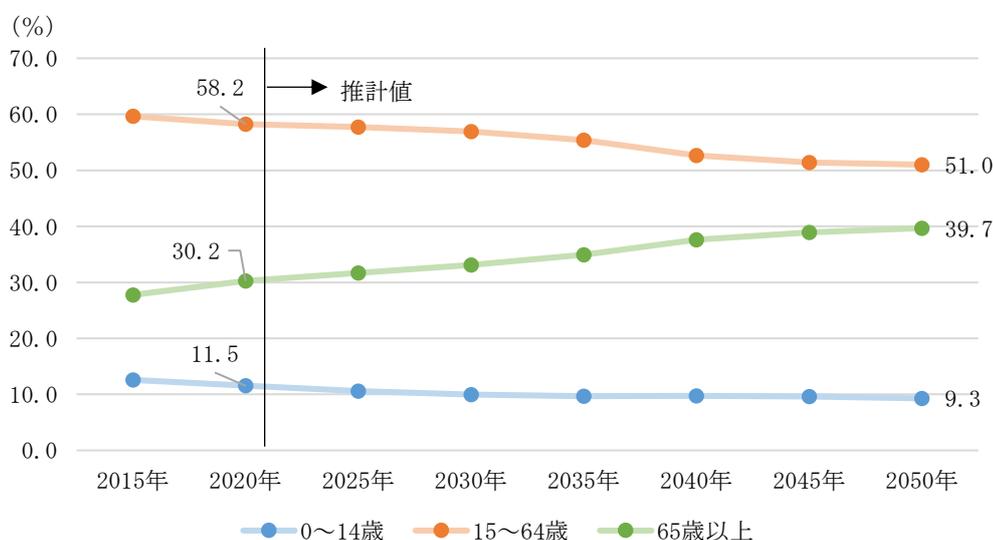
総人口は、2005年（平成17年）以後、減少局面へと突入しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、現状のまま人口減少が進んだ場合、2050年（令和32年）には271,548人になると推計されています。

また、社人研の推計によれば、現状のまま推移した場合、2050年（令和32年）は、2020年（令和2年）と比較して、総人口が18.2%減少するとされています。また、年少人口は2.2ポイントの減少、生産年齢人口は7.2ポイントの減少、老年人口は9.5ポイントの増加と推計されています。



(出典：国勢調査)

図 4-2 前橋市の人口



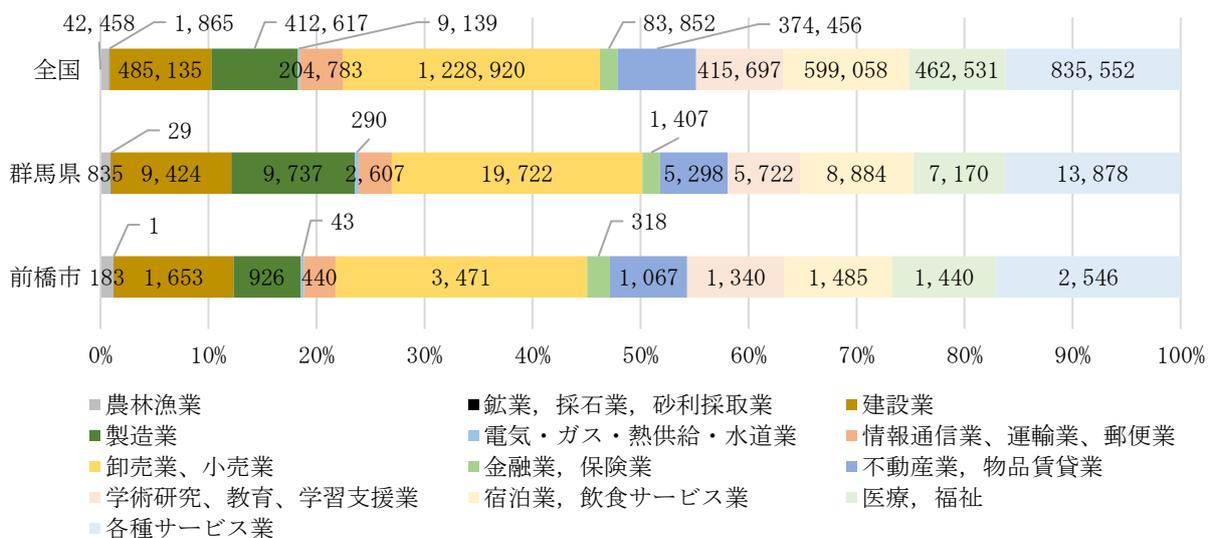
(出典：国勢調査)

図 4-3 前橋市の年齢3区分別の人口の推移

(2) 事業所数及び従業員数

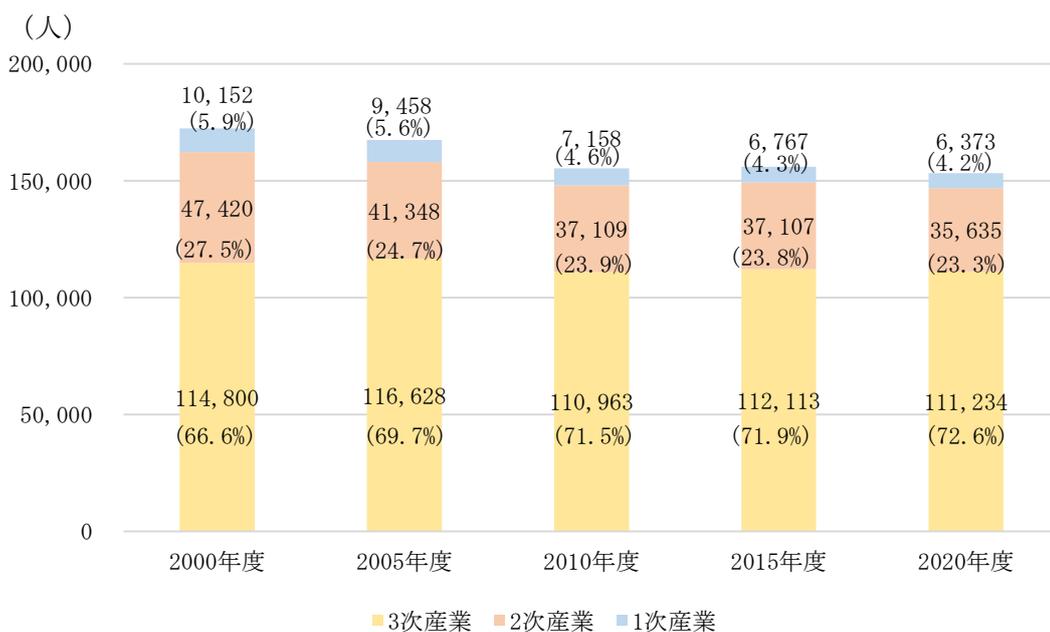
本市には、14,913の事業所があり、建設業や卸売業、小売業、宿泊業、飲食業といった一般的に産業構造の中で割合の大きい業種の事業所数が多くなっています。

また、就業者数は、減少が進んでおり、2000年と2020年を比較すると、第1次産業が5.9%から4.2%、第2次産業が27.5%から23.3%とそれぞれ減少している一方、第3次産業が66.6%から72.6%へと上昇しており、今後も同様の傾向が続くことが予測されます。



(出典：経済センサス 2021 年活動調査)

図 4-4 産業別事業者数の割合



(出典：国勢調査)

図 4-5 産業別就業者数

第2節 ごみ処理の現状（資料編）

(1) ごみの中間処理量の推移

平成30年度から令和6年度までのごみの中間処理量の推移は、次のとおりです。

平成30年度、令和元年度は、六供清掃工場の延命化工事に伴い、桐生市へごみ処理を一部委託しています。



図4-6 中間処理量の推移

(2) ごみ処理原価

令和6年度のごみ処理原価（収集運搬、中間処理（焼却・資源化等）、最終処分（埋立））は、約37億円でした。

市民1人当たりの処理原価（生活系）は、収集運搬が20.5円/kg、中間処理が27.6円/kg、最終処分が21.2円/kg、ごみの収集及び処理処分費が48.0円/kgになっています。

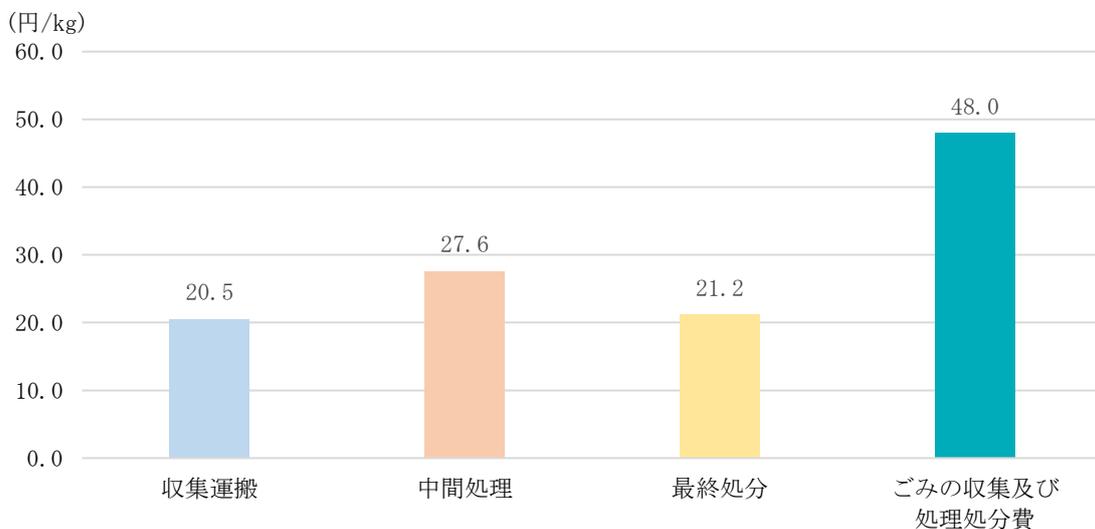


図4-7 ごみ処理原価（生活系）（令和6年度）

(3) 資源化量の推移

平成30年度から令和6年度までの資源化量と資源化率の推移は、次のとおりです。

ごみ量の減少とともに、全体的に資源化量も減少しています。金属と紙の資源化量が大きく減少しており、ペットボトルの資源化量が微増傾向にあります。

表4-3 資源化量と資源化率の推移（t/年度）

	平成	令和					
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
プラ容器	1,649	1,708	1,774	1,795	1,799	1,665	1,641
ペットボトル（キャップを含む）	891	893	923	929	926	934	919
紙	11,429	10,948	10,151	9,934	9,588	8,692	8,059
有価物集団回収	7,987	7,545	6,306	6,011	5,861	5,347	4,905
拠点回収	1,126	1,115	1,054	1,130	1,056	856	794
分別収集	2,244	2,231	2,687	2,710	2,596	2,423	2,303
六供拠点回収	70	56	104	83	75	66	57
衣類等	792	810	718	863	781	700	670
有価物集団回収	210	204	154	185	163	148	135
拠点回収	193	204	137	217	199	170	175
分別収集	389	403	427	461	419	382	359
びん	2,098	2,012	2,019	1,925	1,839	1,742	1,627
金属類	1,819	1,887	2,189	1,928	1,816	1,684	1,641
粗大（金属）	288	290	180	196	164	140	133
粗大（木類）	459	549	556	620	599	600	595
粗大（その他）	524	608	583	642	598	567	558
乾電池等	209	220	209	215	211	191	200
使用済小型家電	174	151	49	148	146	146	149
罹災ごみ	29	37	18	7	4	4	0
廃食用油	9	10	9	9	8	8	9
布団	10	7	5	6	9	14	17
剪定枝	352	148	—	—	—	—	—
処理困難物	9	10	3	2	1	0	0
灰の資源化	2,543	2,302	2,130	1,997	1,928	1,596	1,169
資源化合計	23,284	22,589	21,515	21,216	20,417	18,685	17,385
ごみ総排出量	112,650	112,999	113,077	111,714	110,868	106,080	105,113
資源化率（％）	20.67%	19.99%	19.03%	18.99%	18.42%	17.61%	16.54%

※ 端数処理のため合計が一致しない場合があります。

(4) 中核市、群馬県内自治体との比較

本市と中核市及び群馬県内自治体の、1人1日当たりごみ総排出量と燃やすごみ量（一般廃棄物処理実態調査（令和5年度））を以下に示します。

本市の1人1日当たりごみ総排出量と燃やすごみ量は、中核市平均と同等、群馬県内自治体平均と比較すると10%程度低くなっています。

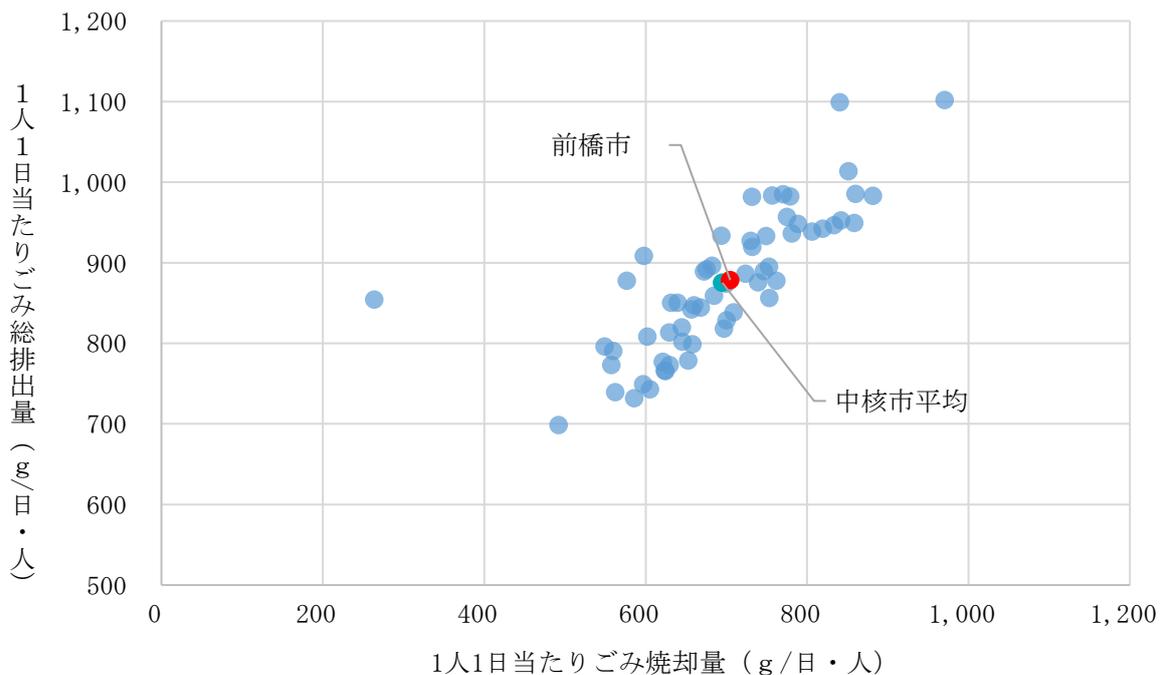


図4-8 1人1日当たりごみ総排出量と燃やすごみ量（中核市）

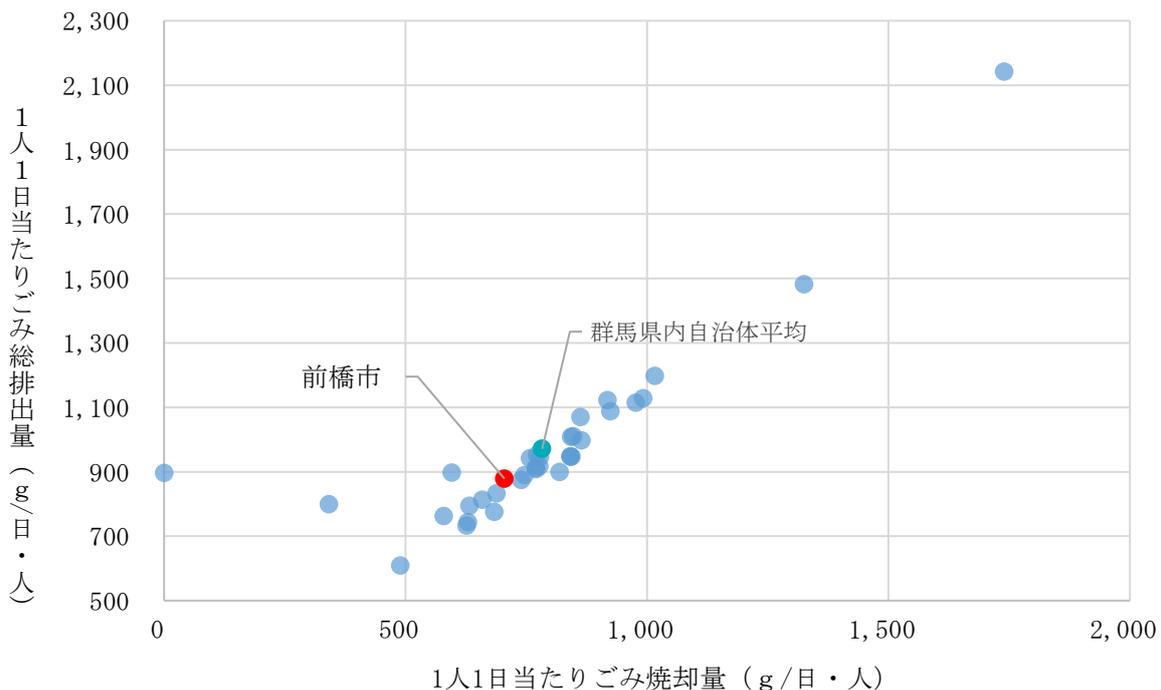


図4-9 1人1日当たりごみ排出量と燃やすごみ量（群馬県内自治体）

表 4-4 中核市及び群馬県内自治体の 1 人 1 日当たりごみ総排出量と燃やすごみ量
(g/日・人)

中核市	1人1日当たり ごみ総排出量	1人1日当たり 燃やすごみ量
函館市	1,099	841
旭川市	909	598
青森市	985	770
八戸市	936	781
盛岡市	927	730
秋田市	948	789
山形市	886	724
福島市	1,014	851
郡山市	1,102	970
いわき市	939	806
水戸市	985	860
宇都宮市	874	700
前橋市	878	705
高崎市	890	747
川越市	777	621
川口市	749	597
越谷市	779	653
船橋市	802	646
柏市	808	602
八王子市	698	492
横須賀市	796	549
富山市	984	757
金沢市	889	673
福井市	842	657
甲府市	982	779
長野市	850	640
松本市	942	820
岐阜市	859	685
豊橋市	878	577
岡崎市	876	739
一宮市	813	629
豊田市	847	660
大津市	743	606
豊中市	766	624
吹田市	773	630
高槻市	828	700
枚方市	739	562
八尾市	766	624
寝屋川市	773	557
東大阪市	953	842
姫路市	878	762
尼崎市	799	658
明石市	818	697
西宮市	820	645
奈良市	791	560
和歌山市	856	753
鳥取市	933	694
松江市	957	775
倉敷市	983	882
呉市	896	682
福山市	854	264
下関市	982	732
高松市	850	632
松山市	732	586
高知市	949	858
久留米市	845	669
長崎市	933	749
佐世保市	947	833
大分市	895	753
宮崎市	920	732
鹿児島市	892	676
那覇市	838	709
平均	875	695

群馬県内 自治体	1人1日当たり ごみ総排出量	1人1日当たり 燃やすごみ量
前橋市	878	705
高崎市	890	747
桐生市	997	864
伊勢崎市	917	777
太田市	946	778
沼田市	1,009	843
館林市	913	770
渋川市	1,114	977
藤岡市	1,088	924
富岡市	952	773
安中市	948	842
みどり市	947	844
榛東村	776	684
吉岡町	899	819
上野村	800	341
神流町	897	0
下仁田町	733	627
南牧村	744	629
甘楽町	610	489
中之条町	1,010	847
長野原町	1,123	918
嬭恋村	1,198	1,016
草津町	2,142	1,740
高山村	833	688
東吾妻町	909	770
片品村	1,482	1,325
川場村	1,128	992
昭和村	794	632
みなかみ町	898	596
玉村町	942	757
板倉町	813	659
明和町	763	579
千代田町	1,070	862
大泉町	947	842
邑楽町	874	740
平均	971	783

第3節 ごみ減量・資源化の目標値（資料編）

1 目標値の設定根拠

1人1日当たり燃やすごみ量の目標値は、第5次循環型社会形成推進基本計画の設定方法を参考に、609g/日・人とします。（表4-5※1）

なお、前計画で掲げていたその他の目標値は、以下の理由から設定しないこととします。

① 1人1日当たりのごみ総排出量

本計画では、1人1日当たり燃やすごみ量の目標値を設定しましたが、これを達成することにより、1人1日当たりのごみ総排出量は国・県の目標を上回ることを確認しています。

指標の数を絞ることで、取り組むべき施策の方向性が明確になることから、特に目標値としては設定しません。

② 事業系ごみ量

本市の事業系ごみ量は令和5年度実績で186g/日・人ですが、中核市平均が283g/日・人と、現状においても排出抑制がなされています。また、事業系ごみは、景気動向や人口当たりの事業所数や規模によって左右されることから、特段の目標値は設定しませんが、1人1日当たり燃やすごみ量の指標の中で、排出抑制が図られるように取組を進めます。

③ 最終処分量

最終処分量をごみの減量・資源化の取組結果になるため、目標値は設定しないこととします。

④ 再生利用率

スーパーの店頭回収など民間による取組が広がり、相当量が市場の中で再利用されているため、全体の資源化量を把握することが難しくなっています。そのため、目標値の設定は行いませんが、可燃ごみを減量・資源化する中で、再生利用率の向上が図られるよう取り組みます。

各指標における国・県目標値と本計画目標年次値の比較を次頁に示します。

表4-5 国・県目標値と本計画目標年次値の比較

指標	国・県目標値 (令和12年度)	本計画目標年次値 (令和17年度)
(令和6年8月) 第5次循環型社会形成推進基本計画		
1人1日当たり燃やすごみ量 ^{※1}	全国平均 約580g/日・人 ^{※2}	約609g/日・人 ^{※3}
(令和7年2月) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本方針		
一般廃棄物の排出量	令和4年度比 約9%削減	令和4年度比 約19%減
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	約478g/日・人	約462g/日・人
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%	—
一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比 約5%削減	—
(令和3年3月(令和4年3月変更)) 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画		
1人1日当たり排出量	805g/日・人以下	約789g/日・人
再生利用率	27%以上	

※1 令和2年度比16%減

※2 令和2年度実績(約689g/日・人)の16%減→令和12年度目標値 約580g/日・人

※3 令和2年度実績(約725g/日・人)の16%減→令和17年度目標値 約609g/日・人

2 焼却施設の整備に係る課題

焼却施設は、平成初期にダイオキシン対策で多くが更新され、現在それらが老朽化し、更新時期を迎えています。

焼却施設の更新需要に備え、国からの支援も1人1日当たり燃やすごみ量に上限(609g/日・人)^{※1}が設定されました。

上限を超えた部分については、国の支援が受けられないため、市の財政負担が大きくなります。

※1 令和2年度比16%減

国の支援上限を超えている99g/日・人の施設整備については国の支援が受けられない(可燃ごみ処理有料化を実施した場合を除く。)

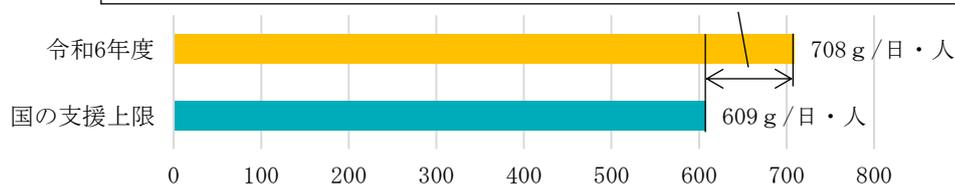


図4-10 1人1日当たり燃やすごみ量と国の支援上限

第4節 ごみ発生量の将来推計（資料編）

1 将来推計

① 1人1日当たり（g/日・人）

実績←

区分	平成	令和					
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭ごみ	717.7 (717.7)	719.9 (719.9)	735.2 (735.2)	718.9 (718.9)	709.4 (709.4)	672.3 (672.3)	665.1 (665.1)
ごみ	563.9 (563.9)	570.8 (570.8)	590.9 (590.9)	575.6 (575.6)	570.5 (570.5)	543.1 (543.1)	542.2 (542.2)
可燃ごみ	531.7 (531.7)	537.8 (537.8)	554.0 (554.0)	541.6 (541.6)	540.2 (540.2)	515.2 (515.2)	514.7 (514.7)
不燃ごみ	21.4 (21.4)	21.5 (21.5)	25.1 (25.1)	22.4 (22.4)	20.3 (20.3)	18.8 (18.8)	18.5 (18.5)
粗大ごみ	10.8 (10.8)	11.5 (11.5)	11.8 (11.8)	11.6 (11.6)	10.0 (10.0)	9.1 (9.1)	9.0 (9.0)
資源ごみ	153.8 (153.8)	149.1 (149.1)	144.3 (144.3)	143.2 (143.2)	138.9 (138.9)	129.1 (129.1)	122.9 (122.9)
プラ容器	15.5 (15.5)	15.7 (15.7)	16.9 (16.9)	16.7 (16.7)	16.4 (16.4)	15.7 (15.7)	15.1 (15.1)
ペットボトル	7.2 (7.2)	7.3 (7.3)	7.5 (7.5)	7.6 (7.6)	7.6 (7.6)	7.7 (7.7)	7.6 (7.6)
紙	92.8 (92.8)	88.9 (88.9)	83.0 (83.0)	81.5 (81.5)	79.1 (79.1)	72.0 (72.0)	67.1 (67.1)
衣類等	6.4 (6.4)	6.6 (6.6)	5.9 (5.9)	7.1 (7.1)	6.4 (6.4)	5.8 (5.8)	5.6 (5.6)
廃食用油	0.1 (0.1)						
びん	23.6 (23.6)	22.6 (22.6)	23.3 (23.3)	22.0 (22.0)	21.3 (21.3)	20.4 (20.4)	20.0 (20.0)
缶	6.8 (6.8)	6.7 (6.7)	7.2 (7.2)	7.0 (7.0)	6.6 (6.6)	6.3 (6.3)	6.2 (6.2)
使用済小型家電	1.4 (1.4)	1.2 (1.2)	0.4 (0.4)	1.2 (1.2)	1.2 (1.2)	1.2 (1.2)	1.2 (1.2)
草木類	- (-)						
事業系ごみ（搬入ごみ）	196.4 (196.4)	197.9 (197.9)	189.0 (189.0)	197.9 (197.9)	205.6 (205.6)	206.2 (206.2)	209.4 (209.4)
可燃ごみ	184.8 (184.8)	184.5 (184.5)	171.5 (171.5)	181.4 (181.4)	188.7 (188.7)	189.6 (189.6)	192.9 (192.9)
不燃ごみ	1.6 (1.6)	1.7 (1.7)	1.7 (1.7)	1.3 (1.3)	1.4 (1.4)	1.3 (1.3)	1.3 (1.3)
粗大ごみ	10.1 (10.1)	11.7 (11.7)	15.8 (15.8)	15.1 (15.1)	15.5 (15.5)	15.2 (15.2)	15.3 (15.3)
罹災	0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
合計 （ごみ総排出量）	914.3 (914.3)	918.1 (918.1)	924.3 (924.3)	916.8 (916.8)	915.0 (915.0)	878.5 (878.5)	874.6 (874.6)

人口（9月末日）※1	337,543	336,284	335,157	333,843	331,972	329,926	329,281
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※1 「第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」のシミュレーション5

上段：目標値
下段：現状のまま推移

→推計

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
658.8 (665.1)	652.9 (665.1)	647.1 (665.1)	641.2 (665.1)	635.3 (665.1)	629.5 (665.1)	623.6 (665.1)	617.8 (665.1)	611.9 (665.1)	606.1 (665.1)	600.2 (665.1)
534.9 (542.2)	527.7 (542.2)	520.4 (542.2)	513.1 (542.2)	505.8 (542.2)	498.6 (542.2)	491.3 (542.2)	484.0 (542.2)	476.7 (542.2)	469.5 (542.2)	462.2 (542.2)
507.4 (514.7)	500.2 (514.7)	492.9 (514.7)	485.6 (514.7)	478.3 (514.7)	471.1 (514.7)	463.8 (514.7)	456.5 (514.7)	449.2 (514.7)	442.0 (514.7)	434.7 (514.7)
18.5 (18.5)										
9.0 (9.0)										
123.8 (122.9)	125.2 (122.9)	126.7 (122.9)	128.1 (122.9)	129.5 (122.9)	130.9 (122.9)	132.3 (122.9)	133.7 (122.9)	135.2 (122.9)	136.6 (122.9)	138 (122.9)
17.4 (15.1)	19.6 (15.1)	21.9 (15.1)	24.2 (15.1)	26.5 (15.1)	28.7 (15.1)	31.0 (15.1)	33.3 (15.1)	35.6 (15.1)	37.8 (15.1)	40.1 (15.1)
7.7 (7.6)	7.8 (7.6)	7.9 (7.6)	8.0 (7.6)	8.1 (7.6)	8.2 (7.6)	8.3 (7.6)	8.4 (7.6)	8.5 (7.6)	8.6 (7.6)	8.7 (7.6)
66.4 (67.1)	65.8 (67.1)	65.1 (67.1)	64.5 (67.1)	63.8 (67.1)	63.2 (67.1)	62.5 (67.1)	61.9 (67.1)	61.2 (67.1)	60.6 (67.1)	59.9 (67.1)
5.5 (5.6)	5.4 (5.6)	5.3 (5.6)	5.2 (5.6)	5.1 (5.6)	5.0 (5.6)	4.9 (5.6)	4.8 (5.6)	4.7 (5.6)	4.6 (5.6)	4.5 (5.6)
0.1 (0.1)										
19.4 (20.0)	18.8 (20.0)	18.2 (20.0)	17.6 (20.0)	17.0 (20.0)	16.4 (20.0)	15.8 (20.0)	15.2 (20.0)	14.6 (20.0)	14.0 (20.0)	13.4 (20.0)
6.1 (6.2)	6.0 (6.2)	5.9 (6.2)	5.8 (6.2)	5.7 (6.2)	5.6 (6.2)	5.5 (6.2)	5.4 (6.2)	5.3 (6.2)	5.2 (6.2)	5.1 (6.2)
1.2 (1.2)										
- (-)	0.5 (-)	1.0 (-)	1.5 (-)	2.0 (-)	2.5 (-)	3.0 (-)	3.5 (-)	4.0 (-)	4.5 (-)	5.0 (-)
207.5 (209.4)	205.6 (209.4)	203.7 (209.4)	201.8 (209.4)	199.9 (209.4)	198.0 (209.4)	196.1 (209.4)	194.2 (209.4)	192.3 (209.4)	190.4 (209.4)	188.5 (209.4)
191.1 (192.9)	189.4 (192.9)	187.7 (192.9)	186.0 (192.9)	184.2 (192.9)	182.5 (192.9)	180.8 (192.9)	179.1 (192.9)	177.3 (192.9)	175.6 (192.9)	173.9 (192.9)
1.3 (1.3)										
15.1 (15.3)	14.9 (15.3)	14.7 (15.3)	14.6 (15.3)	14.4 (15.3)	14.2 (15.3)	14.0 (15.3)	13.8 (15.3)	13.7 (15.3)	13.5 (15.3)	13.3 (15.3)
0.0 (0.0)										
866.3 (874.6)	858.6 (874.6)	850.8 (874.6)	843 (874.6)	835.3 (874.6)	827.5 (874.6)	819.7 (874.6)	812.0 (874.6)	804.2 (874.6)	796.5 (874.6)	788.7 (874.6)

327,763	325,730	323,697	321,663	319,630	317,597	315,921	314,245	312,568	310,892	309,216
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

②総排出量 (t/年)

実績←

区分	平成	令和					
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭ごみ	88,420 (88,420)	88,606 (88,606)	89,937 (89,937)	87,594 (87,594)	85,955 (85,955)	81,180 (81,180)	79,940 (79,940)
ごみ	69,477 (69,477)	70,251 (70,251)	72,286 (72,286)	70,140 (70,140)	69,126 (69,126)	65,586 (65,586)	65,168 (65,168)
可燃ごみ	65,506 (65,506)	66,188 (66,188)	67,774 (67,774)	66,001 (66,001)	65,450 (65,450)	62,208 (62,208)	61,860 (61,860)
不燃ごみ	2,635 (2,635)	2,651 (2,651)	3,072 (3,072)	2,726 (2,726)	2,465 (2,465)	2,273 (2,273)	2,221 (2,221)
粗大ごみ	1,336 (1,336)	1,412 (1,412)	1,441 (1,441)	1,414 (1,414)	1,211 (1,211)	1,104 (1,104)	1,087 (1,087)
資源ごみ	18,943 (18,943)	18,355 (18,355)	17,651 (17,651)	17,453 (17,453)	16,829 (16,829)	15,594 (15,594)	14,772 (14,772)
プラ容器	1,912 (1,912)	1,933 (1,933)	2,065 (2,065)	2,029 (2,029)	1,991 (1,991)	1,892 (1,892)	1,814 (1,814)
ペットボトル	891 (891)	893 (893)	923 (923)	929 (929)	926 (926)	934 (934)	919 (919)
紙	11,427 (11,427)	10,948 (10,948)	10,151 (10,151)	9,934 (9,934)	9,588 (9,588)	8,692 (8,692)	8,059 (8,059)
衣類等	792 (792)	810 (810)	718 (718)	863 (863)	781 (781)	700 (700)	670 (670)
廃食用油	9 (9)	10 (10)	9 (9)	9 (9)	8 (8)	8 (8)	9 (9)
びん	2,904 (2,904)	2,779 (2,779)	2,852 (2,852)	2,684 (2,684)	2,585 (2,585)	2,460 (2,460)	2,410 (2,410)
缶	832 (832)	831 (831)	883 (883)	857 (857)	806 (806)	761 (761)	743 (743)
使用済小型家電	174 (174)	151 (151)	49 (49)	148 (148)	146 (146)	146 (146)	149 (149)
草木類	- (-)						
事業系ごみ (搬入ごみ)	24,201 (24,201)	24,357 (24,357)	23,122 (23,122)	24,113 (24,113)	24,908 (24,908)	24,896 (24,896)	25,173 (25,173)
可燃ごみ	22,769 (22,769)	22,712 (22,712)	20,976 (20,976)	22,110 (22,110)	22,864 (22,864)	22,900 (22,900)	23,179 (23,179)
不燃ごみ	193 (193)	208 (208)	208 (208)	159 (159)	164 (164)	157 (157)	156 (156)
粗大ごみ	1,239 (1,239)	1,436 (1,436)	1,939 (1,939)	1,843 (1,843)	1,880 (1,880)	1,840 (1,840)	1,838 (1,838)
罹災	29 (29)	37 (37)	18 (18)	7 (7)	4 (4)	4 (4)	0 (0)
合計 (ごみ総排出量)	112,650 (112,650)	112,999 (112,999)	113,077 (113,077)	111,714 (111,714)	110,868 (110,868)	106,080 (106,080)	105,113 (105,113)

人口 (9月末日) ※1	337,543	336,284	335,157	333,843	331,972	329,926	329,281
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※1 「第3期県都まえばし創生プラン (前橋版人口ビジョン・総合戦略)」のシミュレーション5

上段：目標値
下段：現状のまま推移

→推計

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
78,811 (79,572)	77,626 (79,078)	76,659 (78,800)	75,281 (78,091)	74,122 (77,597)	72,972 (77,104)	72,108 (76,907)	70,858 (76,290)	69,812 (75,883)	68,773 (75,476)	67,926 (75,275)
63,997 (64,868)	62,736 (64,465)	61,653 (64,239)	60,244 (63,661)	59,015 (63,258)	57,796 (62,856)	56,807 (62,695)	55,517 (62,192)	54,391 (61,861)	53,274 (61,529)	52,309 (61,365)
60,705 (61,575)	59,464 (61,193)	58,393 (60,978)	57,014 (60,429)	55,805 (60,047)	54,607 (59,665)	53,627 (59,513)	52,362 (59,035)	51,253 (58,720)	50,153 (58,405)	49,196 (58,250)
2,211 (2,211)	2,198 (2,197)	2,190 (2,190)	2,171 (2,170)	2,157 (2,156)	2,144 (2,142)	2,138 (2,137)	2,121 (2,120)	2,110 (2,108)	2,099 (2,097)	2,094 (2,092)
1,082 (1,082)	1,074 (1,075)	1,070 (1,072)	1,060 (1,062)	1,053 (1,055)	1,046 (1,048)	1,043 (1,046)	1,034 (1,037)	1,028 (1,032)	1,022 (1,026)	1,019 (1,024)
14,814 (14,704)	14,890 (14,613)	15,006 (14,561)	15,037 (14,430)	15,108 (14,339)	15,176 (14,248)	15,301 (14,212)	15,341 (14,098)	15,421 (14,022)	15,499 (13,947)	15,618 (13,910)
2,078 (1,806)	2,335 (1,795)	2,596 (1,788)	2,840 (1,772)	3,087 (1,761)	3,331 (1,750)	3,585 (1,745)	3,817 (1,731)	4,056 (1,722)	4,292 (1,713)	4,538 (1,708)
926 (915)	932 (909)	940 (906)	943 (898)	948 (892)	953 (886)	962 (884)	965 (877)	971 (872)	976 (868)	985 (865)
7,944 (8,022)	7,817 (7,972)	7,713 (7,944)	7,567 (7,872)	7,443 (7,823)	7,321 (7,773)	7,227 (7,753)	7,094 (7,691)	6,982 (7,650)	6,871 (7,609)	6,779 (7,588)
655 (667)	639 (662)	625 (660)	608 (654)	593 (650)	578 (646)	565 (644)	550 (639)	536 (636)	522 (632)	509 (631)
9 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)	11 (9)	11 (9)	11 (9)	11 (9)	11 (9)
2,326 (2,399)	2,240 (2,384)	2,160 (2,375)	2,070 (2,354)	1,986 (2,339)	1,904 (2,324)	1,829 (2,318)	1,745 (2,300)	1,667 (2,287)	1,589 (2,275)	1,517 (2,269)
728 (740)	712 (735)	697 (732)	680 (726)	664 (721)	648 (717)	635 (715)	619 (709)	604 (705)	590 (701)	577 (700)
148 (148)	146 (147)	145 (147)	144 (145)	142 (144)	141 (143)	140 (143)	139 (142)	138 (141)	137 (140)	136 (140)
- (-)	59 (-)	118 (-)	176 (-)	233 (-)	290 (-)	347 (-)	401 (-)	456 (-)	511 (-)	566 (-)
24,829 (25,057)	24,449 (24,902)	24,137 (24,814)	23,696 (24,591)	23,324 (24,435)	22,955 (24,280)	22,676 (24,218)	22,276 (24,024)	21,940 (23,895)	21,606 (23,767)	21,333 (23,704)
22,866 (23,073)	22,520 (22,929)	22,236 (22,849)	21,834 (22,643)	21,495 (22,500)	21,158 (22,357)	20,905 (22,300)	20,539 (22,121)	20,233 (22,003)	19,929 (21,885)	19,681 (21,827)
155 (155)	154 (154)	154 (154)	152 (152)	151 (151)	151 (150)	150 (150)	149 (149)	148 (148)	147 (147)	147 (147)
1,808 (1,829)	1,775 (1,818)	1,747 (1,812)	1,710 (1,795)	1,678 (1,784)	1,647 (1,773)	1,622 (1,768)	1,588 (1,754)	1,559 (1,745)	1,530 (1,735)	1,505 (1,731)
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
103,640 (104,629)	102,075 (103,980)	100,796 (103,614)	98,978 (102,682)	97,447 (102,033)	95,927 (101,384)	94,785 (101,125)	93,134 (100,314)	91,752 (99,778)	90,379 (99,243)	89,260 (98,979)
327,763	325,730	323,697	321,663	319,630	317,597	315,921	314,245	312,568	310,892	309,216

2 目標達成時のごみ排出量

目標達成時の各区分のごみ排出量を以下に示します。

表 4-6 目標達成時のごみ排出量（令和 7 年度）

（g/日・人）

区分			令和 6 年度	令和 17 年度		
			1 人 1 日 当たりごみ量	減量・ 資源化量	資源ごみの トレンド推計※1	1 人 1 日 当たりごみ量
家庭系	可燃ごみ	プラスチック類	69.5	25.0		44.5
		紙類	128.7	30.0		98.7
		草木類	87.5	5.0		82.5
		その他	229.0	20.0		209.0
	不燃ごみ		18.5			18.5
	粗大ごみ		9.0			9.0
	資源ごみ	プラ容器	15.1		15.1	40.1※2
		ペットボトル	7.6		8.7	8.7
		紙類	67.1		29.9	59.9※2
		衣類等	5.6		4.5	4.5
		廃食用油	0.1		0.1	0.1
		びん	20.0		13.4	13.4
		缶	6.2		5.1	5.1
		使用済小型家電	1.2		1.2	1.2
草木類				5.0※2		
事業系	可燃ごみ		192.9	19.0		173.9
	不燃ごみ		1.3			1.3
	粗大ごみ		15.3			13.3
罹災			0.0			0.0
合計			874.6	99.0		788.7

※ 不燃ごみ、粗大ごみの令和 17 年度ごみ排出量は令和 2 年度比 16%減と令和 6 年度実績を比較して少ない方を採用

※1 平成 30 年～令和 6 年度の実績から近似曲線により令和 17 年度資源ごみ量を推計
（紙類は、新聞、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙を個別に別途推計し合算したもの）

※2 資源ごみのトレンド推計と可燃ごみから抜いた資源ごみ（プラ容器、紙類、草木類）の合計

第5節 プラスチック類の資源化（資料編）

1 プラスチック製容器包装の可燃ごみへの混入量（令和5年度組成調査より）

可燃ごみに混入しているプラ容器の割合は、可燃ごみ全体の4.4%です。この割合を令和6年度の家庭系可燃ごみ収集量（61,859 t）に当てはめると、年間で2,722 tとなります。可燃ごみとして排出せず、プラ容器として排出することで資源化できます。

また、汚れたプラ容器（リサイクル適合物）の割合は、可燃ごみ全体の5.3%。この割合を令和6年度の家庭系可燃ごみ収集量（61,859 t）に当てはめると、年間で3,278 tとなります。この量は、プラ容器等の2,722 tを上回ります。

組成調査の結果から、まだリサイクル可能なプラ容器が9.7%（令和6年度実績値から算出した年間量として約6,000 t）含まれており、適正に分別することで、まだまだ資源化量を増やすことが可能な状況にあることがわかります。

表4-7 プラ容器等の組成割合、年間排出量等

名称	組成割合 (%)	年間排出量 (t/年)	資源化可能量 (t/年)
プラ容器	4.4	2,722	2,722
汚れたプラ容器（リサイクル適合物）	5.3	3,278	3,278
ペットボトル	1.0	619	619
汚れたプラ容器（リサイクル不適合物）	1.2	742	-
プラスチック製品（100%プラで、かつ、判別が容易にできるもの）	0.8	495	-
その他のプラスチック	1.8	1,113	-
合計	14.5	8,969	6,619

※四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

※太枠内は資源化可能なものを示しています。

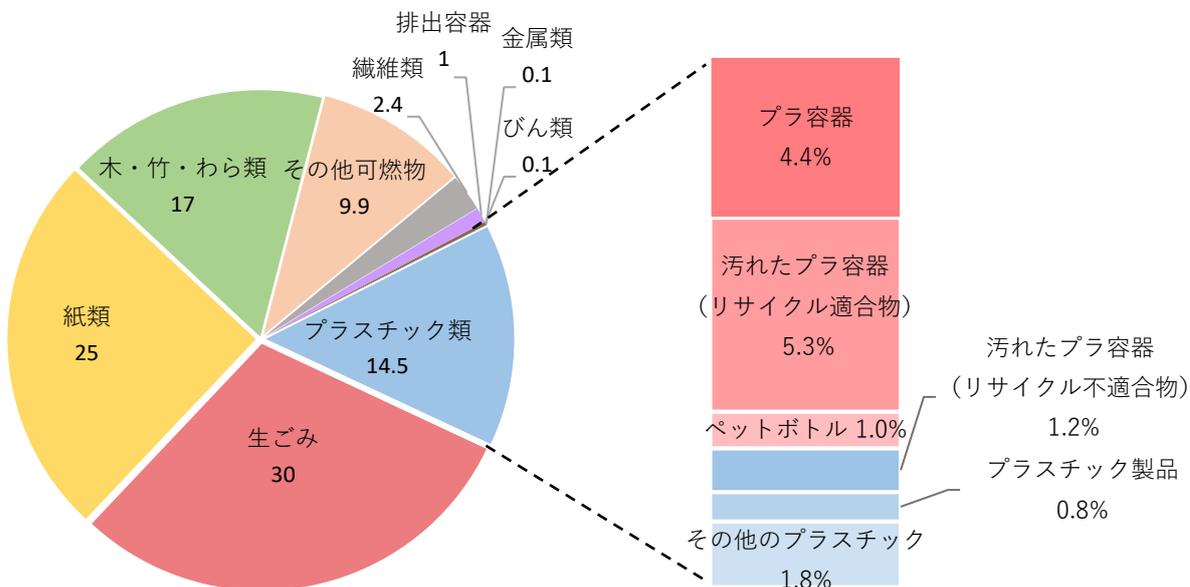


図4-11 可燃ごみ中のプラスチック類の内訳

2 モデル事業

組成調査の結果から、まだリサイクル可能なプラスチックごみが10.7%（令和6年度実績値から算出した年間量として約6,618t）含まれており、適正に分別することで、まだまだ資源化量を増やすことが可能な状況にあることがわかります。

そこで、分別意識の醸成と資源回収量の増加を図ることを目的に、容器包装プラスチックの分別啓発のモデル事業を実施しました。

(1) モデル事業の実施概要

- ・実施地区：宮城地区（鼻毛石町、大前田町 約1,122世帯）
- ・実施方法：①「容器包装プラスチックの分別専用ごみ袋」を製作・全戸配布
②「分別方法等を記載したチラシ」を製作・全戸配布
③集積場所に分別啓発用看板を貼付
- ・実施期間：令和6年9月6日（金）から
令和6年10月25日（金）まで

①容器包装プラスチックの 分別専用ごみ袋



②分別方法等を記載したチラシ



③分別啓発用看板



(2) 実施地区選定理由

モデル事業の実施地区選定理由は、次のとおりです。

- ・他地区と比較して回収量が低い状況が見られたため。
- ・容器包装プラスチックの分別が浸透していない地区で、モデル事業実施による分別啓発を行うことで、どの程度の回収率の増加が見込めるのかを検証するため。

(3) モデル事業の結果

大前田町、鼻毛石町における前年同月のプラスチック製容器包装の回収量を比較した図4-12、図4-13のとおり、令和6年9月のモデル事業開始から回収量が増加し、その後も継続して回収量の増加がみられました。

これにより、今回のモデル事業が一部の市民の「自発的な行動変容」「分別意識の醸成」「分別の習慣化」を促すきっかけになったと考えられます。

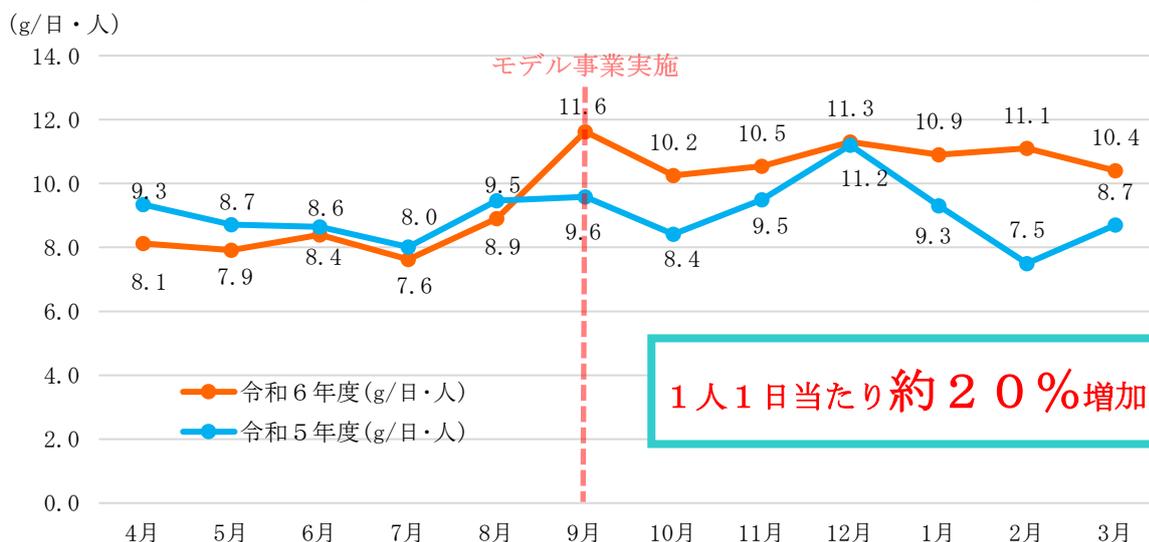


図4-12 プラ容器回収量（1人1日当たり）

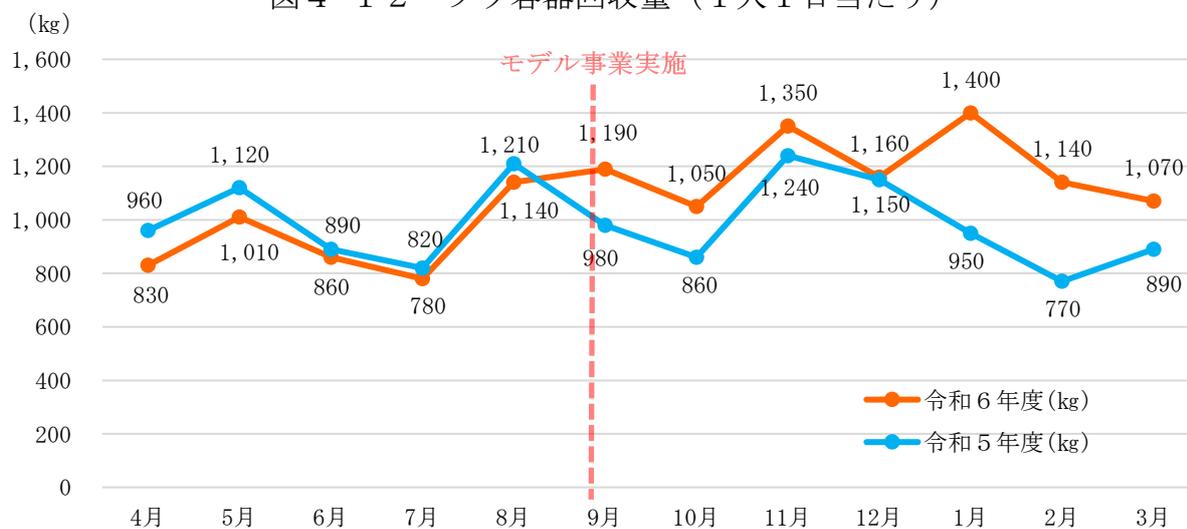


図4-13 プラ容器回収量（総量）

第6節 紙類の資源化（資料編）

1 紙類の可燃ごみへの混入量（令和5年度組成調査より）

紙等の組成割合、年間排出量及び資源化可能量を表4-8に整理します。

紙の場合、プラ容器のように汚れを洗い流すなどして資源化することを推奨して
いないため、ティッシュ等汚れた紙の資源化や感熱紙の資源化は困難と考えられます。

一方で、新聞紙や紙パックなど資源化できるものが可燃ごみとして排出されている
様子も多く見られました。

組成調査の結果から、まだリサイクル可能な雑古紙などの紙類が9.8%（令和
6年度実績値から算出した年間量として約6,063 t）含まれており、適正に分
別することで、まだまだ資源化量を増やすことが可能な状況にあることがわかりま
す。

表4-8 紙等の組成割合、年間排出量等

名称	組成割合 (%)	年間排出量 (t/年)	資源化可能量 (t/年)
新聞紙	1.0	619	619
折り込みチラシ	1.0	619	619
雑紙・広告	1.6	990	990
雑誌・書籍	1.1	680	680
段ボール	1.1	680	680
紙パック（アルミなし）	0.8	495	495
雑古紙（紙製容器包装）	2.9	1,794	1,794
雑古紙（紙製容器包装以外）	0.3	186	186
紙パック（アルミ付き）	0.5	309	-
その他紙類（紙製容器包装以外）	0.7	433	-
その他紙類（紙製容器包装以外）	14.0	8,660	-
合計	25.0	15,465	6,063

※四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。 ※太枠内は資源化可能なものを示しています。

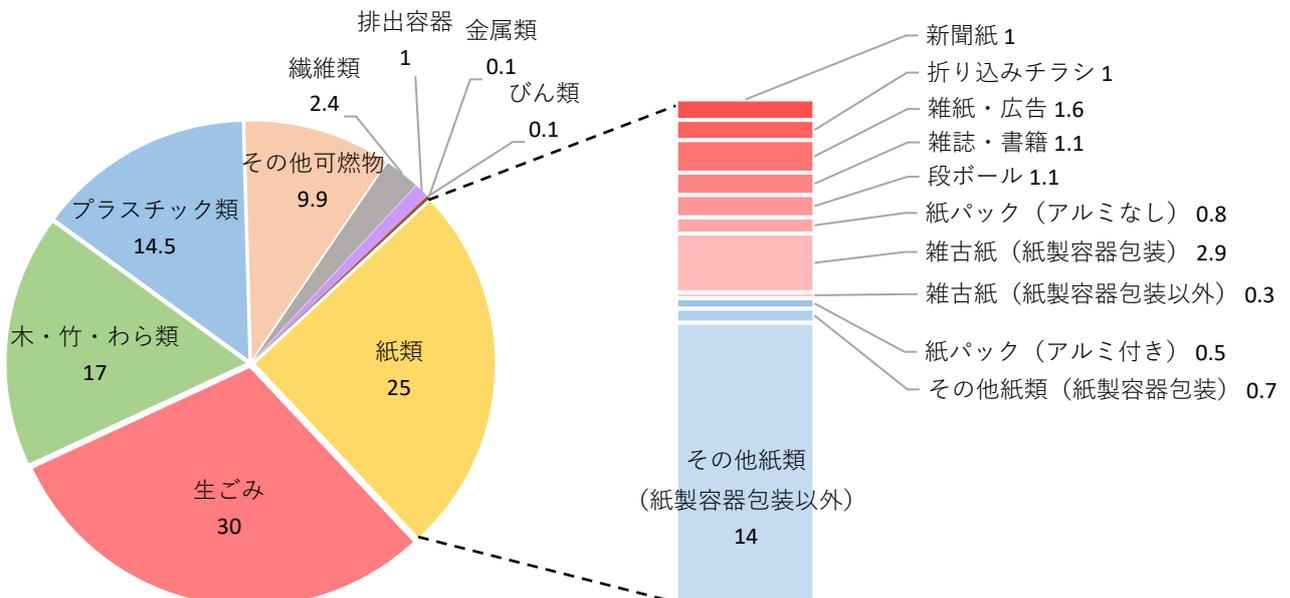


図4-14 可燃ごみ中の紙類の内訳

第7節 草木類の資源化（資料編）

1 草木類の可燃ごみへの混入量（令和5年度組成調査より）

草木類の組成割合、年間排出量等を表4-9に整理します。

表4-9 草木類の組成割合、年間排出量等

名称	組成割合 (%)	年間排出量 (t/年)
剪定枝・竹	0.9	556
雑草・草花・落ち葉	15.7	9,712
その他	0.4	247
合計	17.0	10,516

※四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

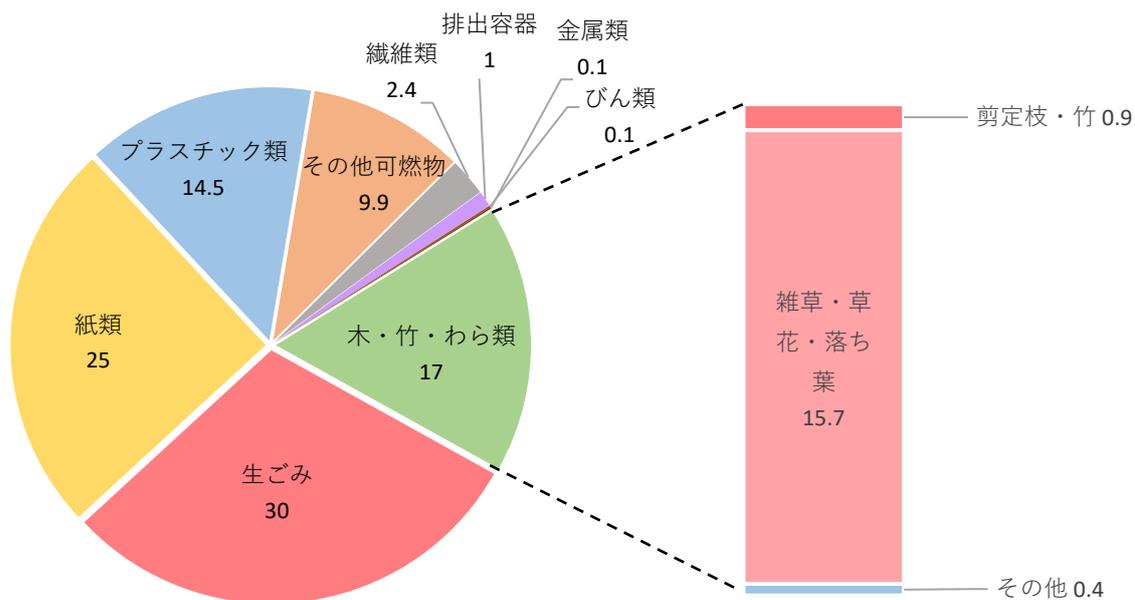


図4-15 可燃ごみ中の草木類の内訳

第8節 食品ロス削減推進計画（資料編）

1 可燃ごみに含まれる食品ロス量（令和5年度組成調査より）

家庭系可燃ごみに含まれる生ごみ（食品廃棄物）のうち、一般に食品ロスと言われる「食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品」について、「残飯」、「使いかけ食品」と「未開封品」に区分し、表4-10整理します。

家庭から可燃ごみとして排出されている「食品ロス」の量は、市全体で年間8,412tであり、市民1人1日当たり約70g（卵1個分）となっています。

表4-10 生ごみの組成割合、年間排出量等

名称	組成割合 (%)	年間排出量 (t/年)
生ごみ：調理くず	16.4	-
生ごみ：残飯	6.7	4,145
生ごみ：使いかけ食品、期限の表示有	0.9	556
生ごみ：使いかけ食品、期限の表示無	3.3	2,041
生ごみ：未開封品、期限の表示有-期限内	0.2	124
生ごみ：未開封品、期限の表示有-期限切れ	1.9	1,175
生ごみ：未開封品、期限の表示無	0.6	371
合計	30.0	8,412

※四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

※太枠内は食品ロスとなるものを示しています。

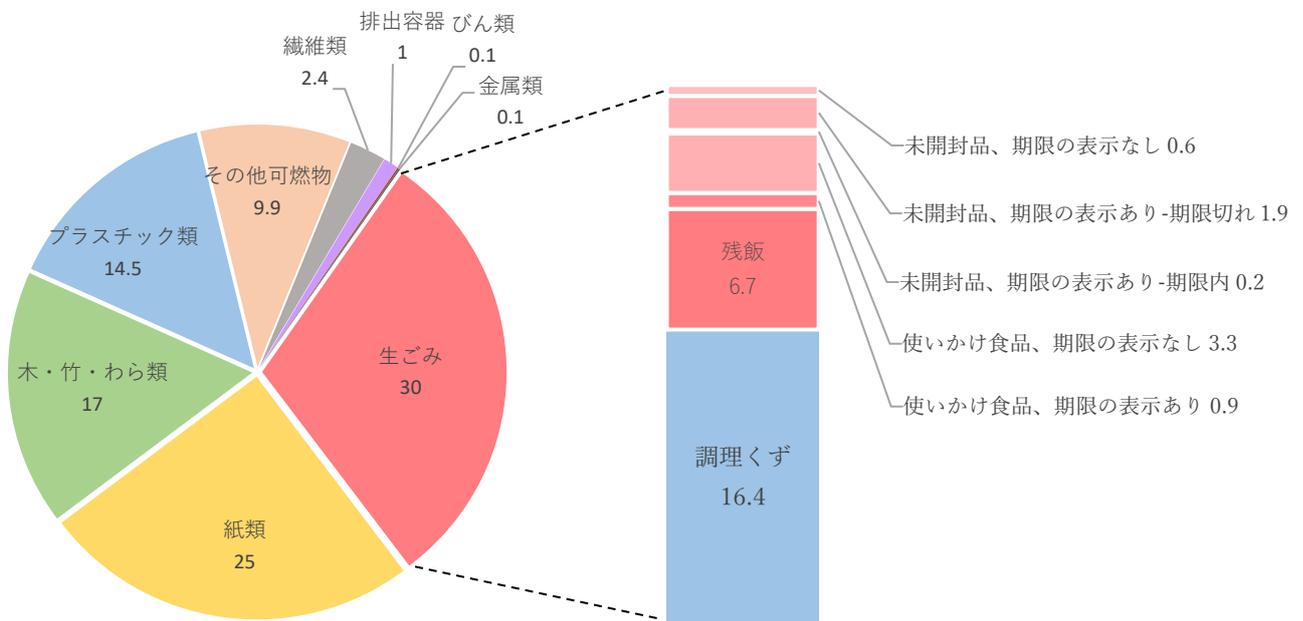


図4-16 可燃ごみ中の生ごみの内訳



第9節 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練（資料編）

1 概要

- ①訓練目的：災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、職員の対応力向上や関係団体との連携強化を目的に「災害廃棄物仮置場設置・運営訓練」を実施
- ②日程：令和6年11月11日（月）
午後1時45分～午後3時00分
- ③訓練場所：前橋市ばら園第三駐車場（前橋市敷島町252-3）
- ④主催・訓練担当：（主催）群馬県・（訓練担当）前橋市
- ⑤訓練参加団体：群馬県、前橋市、群馬県環境資源創生協会、前橋市再生資源事業協同組合、前橋市一般廃棄物処理事業協同組合、前橋市ごみステーション回収事業連絡協議会 等
環境省関東地方環境事務所

2 訓練手順

- ①開会 → ②敷鉄板の設置訓練 → ③仮置場設営訓練 →
④災害廃棄物搬入訓練 → ⑤災害廃棄物搬出訓練 → ⑥講評、閉会

3 訓練の様子

敷鉄板の設置訓練



仮置場設営訓練



災害廃棄物搬入訓練



災害廃棄物搬出訓練



第10節 生活排水処理の現状（資料編）

第1章 総論
第2章 ごみ処理編
第3章 生活排水編
第4章 資料編

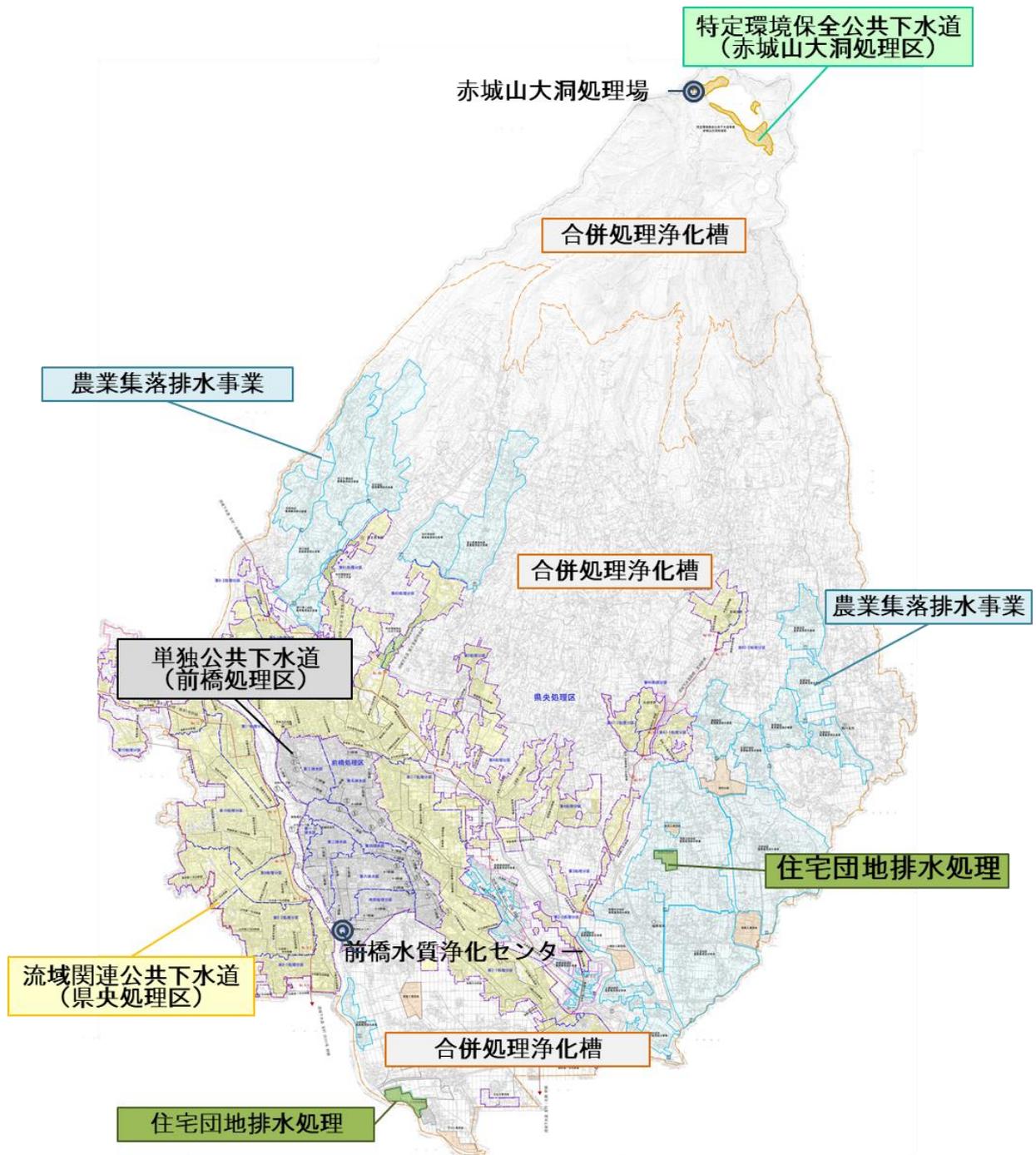


図4-17 前橋市汚水処理事業一般図

第11節 し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の算出方法（資料編）

1 し尿くみ取り量の推計方法

令和17年度までのし尿くみ取り量は、次のような推計方法を用いて算出します。

$$\begin{aligned} & \text{令和5年度の値を基に、原単位（1人1日当たりのし尿くみ取り量）を設定} \\ & 3,200.29 \text{ (kL)} \div 5,039 \text{ (人)} \div 365 \text{ (日)} \times 1,000 \\ & = \underline{1.74 \text{ (L/人・日)}} \end{aligned}$$

各年度において、原単位に使用人口と年間日数を乗じて、し尿くみ取り量を算出
これを令和17年度の予測人口に当てはめると、

$$1.74 \times 3,789 \text{ (人)} \times 365 \div 1,000 = \underline{2,406.39 \text{ (kL/年)}}$$

2 浄化槽汚泥量の推計方法

令和17年度までの浄化槽汚泥量は、次のような推計方法を用いて算出します。

■浄化槽汚泥の排出原単位の設定

浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から排出されますが、それぞれから排出される浄化槽汚泥量の内訳はわかりません。そこで、汚泥処理施設を設計する際の数値を用いて、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽それぞれの汚泥量原単位を算出することにしました。

（社）全国都市清掃会議「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領」（2006年改訂）に示されている汚泥の1人1日当たりの排出量（標準値）は、以下のとおりです。

- ・合併処理浄化槽汚泥排出量：1.2（L/人・日）・・・A
- ・単独処理浄化槽汚泥排出量：0.75（L/人・日）・・・B

上記の汚泥排出量の割合が、本市で収集している浄化槽汚泥についても同様と考え、以下の式から「x（算出に必要な汚泥発生係数）」を算出しました。

$$\begin{aligned} & (1.2x \times \text{合併処理浄化槽人口} + 0.75x \times \text{単独処理浄化槽人口}) \times 365 \text{ (日)} \\ & = \text{浄化槽汚泥量} \end{aligned}$$

算出したxをA及びBに乗じて、合併及び単独処理浄化槽汚泥の排出量原単位を設定します。

- ・合併処理浄化槽における汚泥発生量の原単位＝1.2x（L/人・日）
- ・単独処理浄化槽における汚泥発生量の原単位＝0.75x（L/人・日）

これらの原単位を合併及び単独処理浄化槽人口に乗じることでそれぞれの浄化槽汚泥量を算出することができます。

- ・ 合併処理浄化槽汚出量 = $1.2 \times (L/\text{人} \cdot \text{日}) \times \text{合併処理浄化槽人口} \times 365 \div 1,000$
- ・ 単独処理浄化槽汚泥量 = $0.75 \times (L/\text{人} \cdot \text{日}) \times \text{単独処理浄化槽人口} \times 365 \div 1,000$

これらを本市の令和5年度の数値、

$$\text{浄化槽汚泥量} = 28,932.51 \text{ kL}$$

$$\text{合併処理浄化槽人口} = 49,772 \text{ 人}$$

$$\text{単独処理浄化槽人口} = 19,332 \text{ 人}$$

を用いて計算すると

$$(1.2 \times 49,772 + 0.75 \times 19,332) \times 365 \div 1,000 = 28,932.51$$

$$\underline{x = 1.068}$$

- ・ 合併処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $1.2 \times 1.068 = \underline{1.28 (L/\text{人} \cdot \text{日})}$
- ・ 単独処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $0.75 \times 1.068 = \underline{0.80 (L/\text{人} \cdot \text{日})}$

これらの原単位と令和17年度の予測人口から浄化槽汚泥量を算出

$$\begin{aligned} \text{合併処理浄化槽汚泥量} &: 1.28 \times 60,782 \times 365 \div 1,000 \\ &= 28,397.35 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{単独処理浄化槽汚泥量} &: 0.8 \times 3,299 \times 365 \div 1,000 \\ &= 963.31 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥量} &= 28,397.35 + 963.31 \\ &= \underline{29,360.66 (kL/\text{年})} \end{aligned}$$

3 し尿汲み取り、浄化槽人口及び量

(1) し尿くみ取り人口・浄化槽処理人口

ア 実績値

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単独処理浄化槽人口	23,460	23,344	21,321	19,331	18,223
合併処理浄化槽人口	48,120	47,615	48,607	49,773	49,954
し尿くみ取り人口	5,320	5,165	5,039	5,039	4,916

イ 推計値

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
単独処理浄化槽人口	16,880	15,522	14,164	12,806	11,448	10,090
合併処理浄化槽人口	51,393	52,332	53,271	54,210	55,148	56,087
し尿くみ取り人口	4,819	4,716	4,613	4,510	4,407	4,304

年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
単独処理浄化槽人口	8,732	7,374	6,016	4,657	3,299
合併処理浄化槽人口	57,026	57,965	58,904	59,843	60,782
し尿くみ取り人口	4,201	4,098	3,995	3,892	3,789

*令和2年度～6年度の人口は、下水道整備課作成の市町村記入様式3から記載
 *単独処理浄化槽人口の令和2年度～6年度にはその他（不明）の人数をプラス
 *令和7年度以後の人口は近似直線による推計値

(2) し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量

ア 実績値

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汚泥合計	31,978	31,738	30,138	28,933	29,568
し尿くみ取り量	3,756	3,580	3,427	3,200	3,097

イ 推計値

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
単独処理浄化槽汚泥量	4,929	4,532	4,136	3,739	3,343	2,946
合併処理浄化槽汚泥量	24,011	24,450	24,888	25,327	25,765	26,204
汚泥合計	28,940	28,982	29,024	29,066	29,108	29,150
し尿くみ取り量	3,061	2,995	2,930	2,864	2,799	2,733

年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
単独処理浄化槽汚泥量	2,550	2,153	1,757	1,360	963
合併処理浄化槽汚泥量	26,643	27,081	27,520	27,959	28,397
汚泥合計	29,192	29,234	29,277	29,318	29,361
し尿くみ取り量	2,668	2,603	2,537	2,472	2,406

*汚泥量の令和2年度～6年度は、清掃事業概要から記載（単独と合併の内訳はなし。）
 *汚泥量の7年度以後は、令和5年度の前単位と推計人口から算出

令和8年3月

■発行 前橋市

■編集 前橋市 環境部 ごみ政策課

〒371-8601

住所 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-898-6272 FAX 027-223-8524

E-mail gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp